

1. 2 医事関係訴訟の概況

本件調査期間における医事関係訴訟の平均審理期間は24.7月であり、平成5年（42.3月）の約6割程度まで短縮しているが、なお民事第一審訴訟（過払金等以外）の約3倍となっている。審理期間は、平成6年以降、おおむね短縮化傾向にあったが、平成20年は前年より若干長くなっている。審理期間が2年を超える事件は4割を超え、他方、審理期間が6月以内の事件は13.1%と少ない。終局事由をみると、和解による終局が全体の半分以上を占めている。

平均争点整理期日回数は8.4回と多く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では2.3回）、争点整理実施率も86.2%と高い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では37.6%）。人証調べ実施率は60.0%と高く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では19.5%）、平均人証数も1.9人と民事第一審訴訟（過払金等以外）の0.5人に比べて多い。

鑑定実施率は19.6%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の1.0%に比べて顕著に高い。鑑定実施事件の平均審理期間は47.3月であり、医事関係訴訟の中でも特に長くなっている。

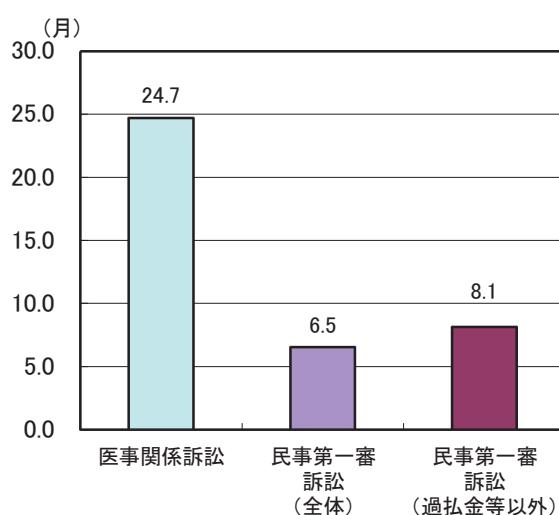
上訴率は36.9%と高い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では14.6%）。

○ 平均審理期間

本件調査期間における医事関係訴訟の平均審理期間は24.7月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の8.1月の約3倍と顕著に長い（【図1】）。

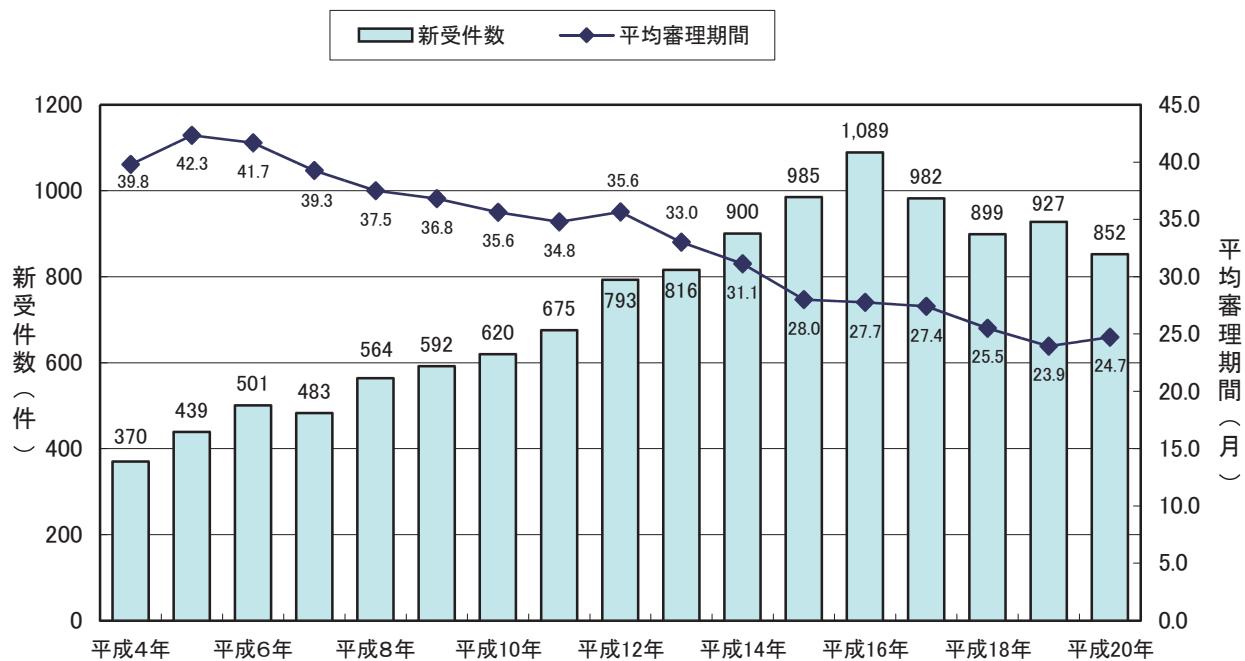
医事関係訴訟の新受件数と平均審理期間の推移は【図2】のとおりである。平均審理期間は、平成5年の42.3月をピークとして、ここ十数年はおおむね短縮化傾向にあったが、平成20年は前年より0.8月長くなっている。新受件数は、平成16年をピークにして、おおむね減少する傾向にある。

【図1】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



II 民事訴訟事件の概況等

【図2】新受件数と平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



○ 審理期間別の事件数等

【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合をみたものであるが、医事関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べ、審理期間が6月以内の事件が13.1%と顕著に少なく（民事第一審訴訟（過払金等以外）では60.6%），他方、1年を超える事件が多くなっている。特に、審理期間が2年を超える事件は41.6%（397件）と多い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では5.8%）。この傾向は、第2回調査期間においてもほぼ同様である（第2回報告書38頁【表40】参照）。

【表3】審理期間別の事件数及び事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	955	192,246	87,256
平均審理期間(月)	24.7	6.5	8.1
6月以内	125 13.1%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	138 14.5%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	295 30.9%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	205 21.5%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	154 16.1%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	38 4.0%	296 0.2%	233 0.3%

○ 終局区分別の事件数等

【表4】は、終局区分別の事件数及び事件割合をみたものであるが、医事関係訴訟では、和解で終局した事件が全体の半分以上（51.1%）であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の35.6%と比較すると明らかに高い。判決で終局した事件は38.0%であり、取下げやそれ以外で終局した事件は少ない。なお、判決で終局した事件のうち対席判決で終局した事件が98.9%を占め、いわゆる欠席判決で終局した事件は極めて少ない。

【表4】 終局区分別の事件数及び事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

終局区分	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	363 38.0%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	359 98.9%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	488 51.1%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	38 4.0%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	66 6.9%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

○ 訴訟代理人の選任状況

医事関係訴訟における訴訟代理人の選任状況

【表5】をみると、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が全体の85.1%を占めており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の39.8%と比較して、訴訟代理人が選任された事件の割合が顕著に高い。医事関係訴訟が一般的に複雑困難で専門的知見を要する訴訟であり、これを追行していくためには訴訟代理人の力が極めて重要な事件類型であることを示しているものと考えられる。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	813 85.1%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	52 5.4%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	66 6.9%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	24 2.5%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

○ 審理の状況

【表6】は、平均期日回数及び平均期日間隔をみたものであるが、医事関係訴訟では平均期日回数が11.8回と多く、特に平均争点整理期日回数は8.4回と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の2.3回に比較して顕著に多い。また、【表7】のとおり、医事関係訴訟の争点整理実施率は86.2%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の37.6%と比較して顕著に高い。医事関係訴訟では、専門的知見をふまえた争点整理を行う必要があり、ほとんどの事件で争点整理手続が行われ、また、それに要する期日も多い

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	11.8	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	3.4	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	8.4	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	2.1	1.9	1.8

II 民事訴訟事件の概況等

ことがうかがわれる^{*1}。また、【表6】によれば、平均期日間隔も2.1月と民事第一審訴訟（過払金等以外）の1.8月と比較して若干長い。

人証調べ実施率は60.0%と民事第一審訴訟（過払金等以外）の19.5%に比べて顕著に高く、平均人証数も1.9人（医事関係訴訟全体）、3.1人（そのうち人証調べ実施事件）が多い（【表8】）。この傾向は、第2回調査期間でも同様である（人証調べ実施率63.7%，平均人証数1.9人。第2回報告書39頁【表42】参照）。

医事関係訴訟の鑑定実施率は19.6%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の1.0%と比較して顕著に高い（【図9】）。第1回調査期間では22.4%，第2回調査期間では17.0%であり（第1回報告書78頁【図90の1】，第2回報告書40頁【図43】参照），おおむね2割前後の事件において鑑定が実施される傾向がある。鑑定実施事件の平均審理期間（【図10】）をみると、医事関係訴訟のうち鑑定を実施した事件の平均審理期間は47.3月であり、医事関係訴訟全体の24.7月と比較すると2倍近い期間を要している。ただし、第2回調査期間における鑑定を実施した医事関係訴訟の平均審理期間は51.5月であった（第2回報告書40頁【図44】参照）ことに比べると、やや短縮されたといえる。

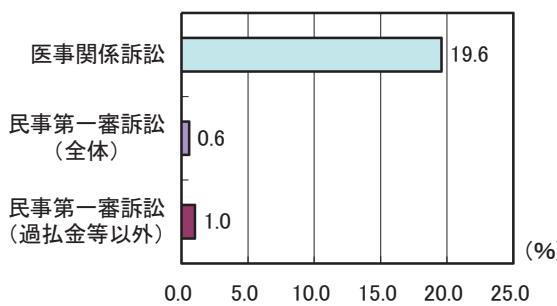
【表7】争点整理実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理	実施件数	823	58,069	32,786
	実施率	86.2%	30.2%	37.6%

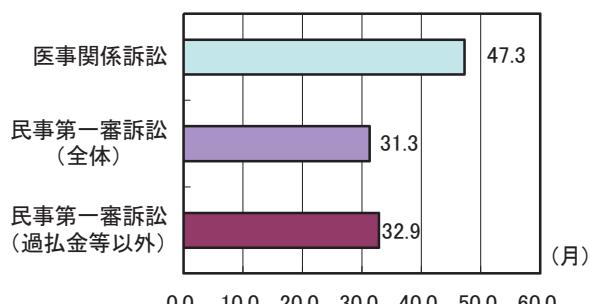
【表8】人証調べ実施率及び平均人証数
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	60.0%	12.3%	19.5%
平均人証数	1.9	0.3	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.1	2.8	2.8

【図9】鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図10】鑑定を実施した事件における平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

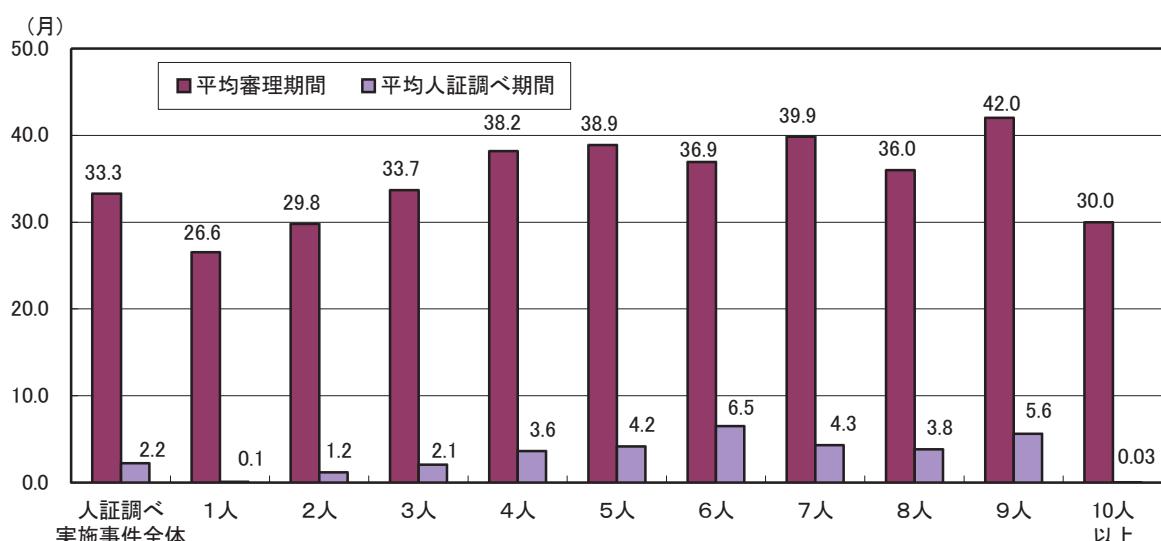


*1 詳細については、後記V.2.2参照。

○ 人証調べと審理期間等との関係

【図11】によれば、人証調べを実施した医事関係訴訟の平均審理期間は33.3月であり、民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件の平均審理期間18.7月（前掲1.1.3【表27】参照）に比べて長い。なお、第2回調査期間では32.8月であった（第2回報告書40頁【図45】参照）。平均人証調べ期間は2.2月であり、民事第一審訴訟事件の0.7月に比べれば長いものの、平均審理期間全体の約7%にとどまっている。人証数別に平均審理期間及び平均人証調べ期間をみると、人証数5人までの事件では、人証数が増えるに従って平均審理期間も平均人証調べ期間も長くなる傾向があり、平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅に比べて小さい。6人以上の事件については、一定の傾向は見いだせないが、これは、それぞれの事件数が少ないことが一因であると考えられる^{*2}。

【図11】人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(医事関係訴訟)



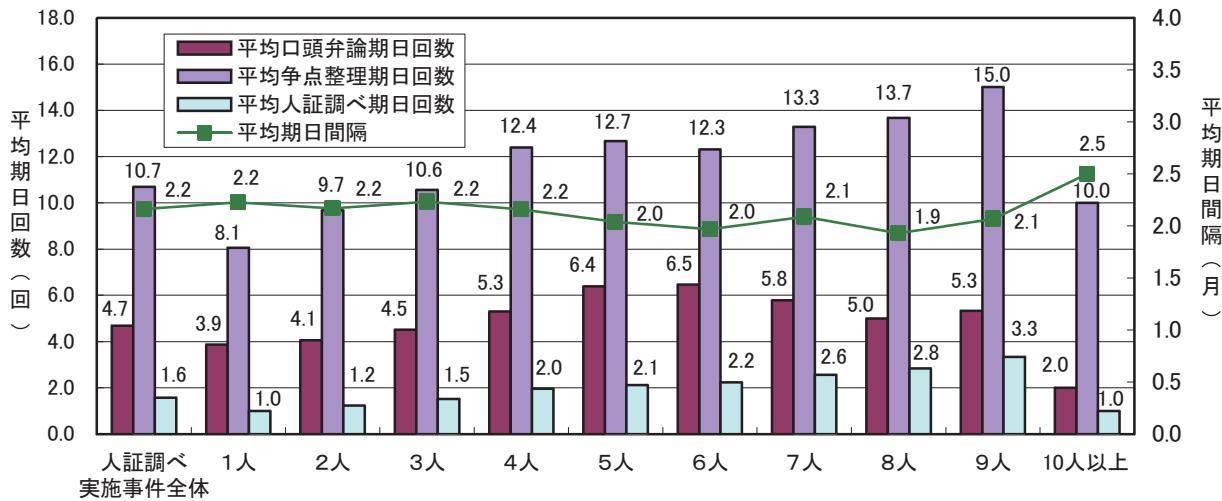
医事関係訴訟の人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔は【図12】のとおりである。平均人証調べ期日回数は1.6回であり、民事第一審訴訟事件の1.3回より若干多い（前掲1.1.3【図30】参照）。人証数別に平均期日回数を見ると、人証数5人までの事件では、人証数が増えるに従って平均期日回数はいずれも増加する傾向があるが、平均人証調べ期日回数の増加幅は、平均口頭弁論期日回数や平均争点整理期日回数の増加幅に比べて小さい。他方、平均期日間隔について大きな変化はみられない。

以上からすれば、人証数が増加するに従って平均審理期間や平均期日回数が増加する傾向があるが、その平均審理期間や平均期日回数の増加については、人証調べに要する期間や期日の増加による影響はさほど大きくなく、争点整理等の手続に要する期間や期日の増加による影響が大きいといえる（この点については、第2回調査期間においても同様の傾向であった。第2回報告書44頁、45頁参照）。

*2 事件数は、人証数6人の事件が13件、7人の事件が14件、8人の事件が6件、9人の事件が3件、10人以上の事件が1件である。

II 民事訴訟事件の概況等

【図12】人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(医事関係訴訟)



○ 集中証拠調べの状況

【表13】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが、医事関係訴訟では、人証調べ期日回数が1回の事件は全体の58.3%を、2回の事件は29.8%を占めている。

また、前掲【図12】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が2人までの事件では1.2回以内、4人までの事件では2回以内、人証数が5人の事件では2.1回となっている。前掲【図11】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数3人の事件では2.1月、4人の事件では3.6月、5人の事件では4.2月となっている。

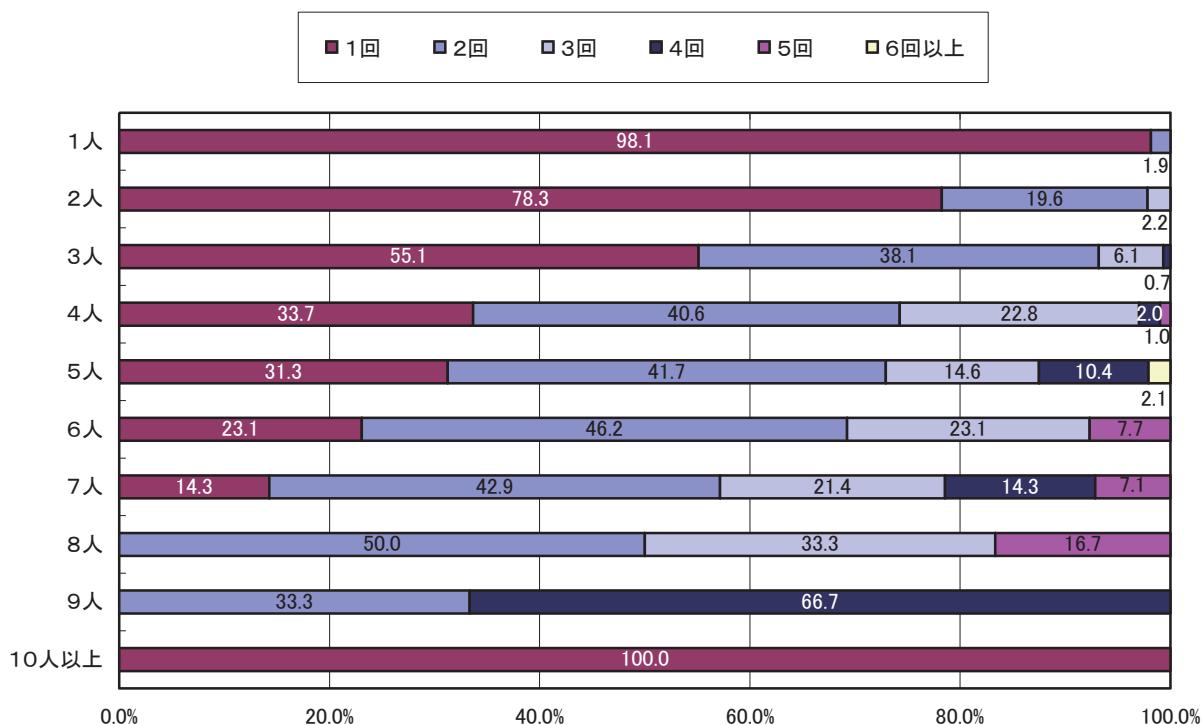
【図14】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、人証調べ期日回数が1回である事件は、人証数が1人の事件では98.1%、2人の事件では78.3%、3人の事件では55.1%を占めている。また、人証調べ期日回数が2回以内である事件は、人証数が3人の事件では93.2%、4人の事件では74.3%、5人の事件では73.0%を占めている。

以上のデータから、医事関係訴訟においても集中証拠調べが相当程度定着しているといえる（第2回調査期間でも同様の傾向であった。第2回報告書45頁参照）。

【表13】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(医事関係訴訟)

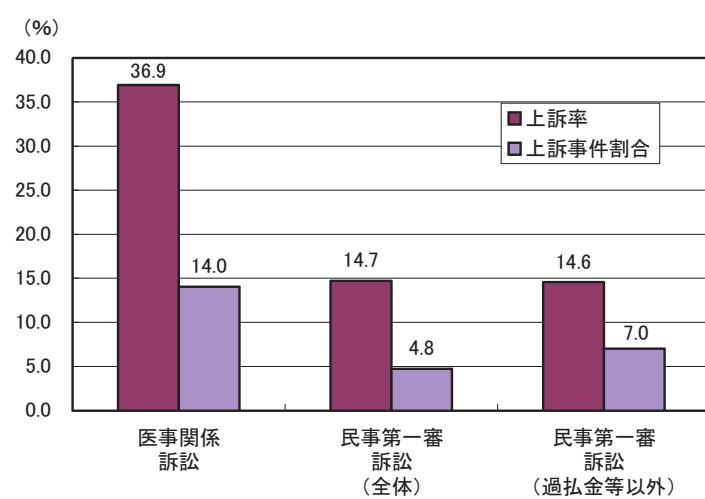
人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	333	58.3%
2回	170	29.8%
3回	51	8.9%
4回	12	2.1%
5回	4	0.7%
6回	1	0.2%
7回	—	—
8回	—	—
9回以上	—	—
合 計	571	100.0%

【図14】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(医事関係訴訟)



○ 上訴に関する状況

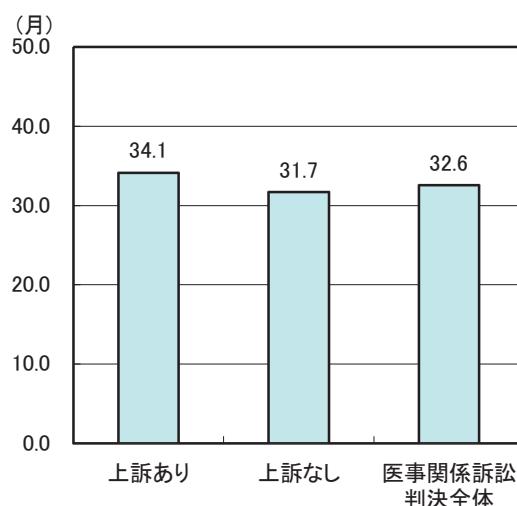
【図15】は、上訴率及び上訴事件割合割合を示したものであるが、医事関係訴訟は上訴率36.9%，上訴事件割合14.0%であり、民事第一審訴訟（全体）の上訴率14.7%，上訴事件割合4.8%に比べて顕著に高い。この傾向は、第2回調査期間でも同様であった（第2回報告書46頁【図54】参照）。

【図15】上訴率及び上訴事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

II 民事訴訟事件の概況等

医事関係訴訟の上訴の有無別の平均審理期間は【図16】のとおりであり、上訴の有無によって平均審理期間はほとんど変わらない。この傾向も、第2回調査期間と同様であり（第2回報告書46頁【図55】参照）、医事関係訴訟においては、上訴の有無にかかわらず複雑困難で争訟性の高い事件が多いいためであると思われる。

【図16】上訴の有無別の平均審理期間
(医事関係訴訟)



○ 鑑定に関する状況

【表17】によれば、医事関係訴訟の平均鑑定期間^{*3}は5.4月である。第2回調査期間では6.4月（第2回報告書47頁【表56】参照）であったから、若干短縮されている。その内訳をみると、まず、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は1.1月と比較的短い。しかし、実務上は鑑定人となる者の目処が付いた後に、鑑定人の指定と同時に鑑定採用決定を行う多いため、このような鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件

を除外すると、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は4.5月である。その後、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間は4.3月となっている。第2回調査期間では、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は1.6月、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除くと6.6月であった（第2回報告書47頁【表57】、【表58】参照）ので、本件調査期間では若干短縮している。また、鑑定人指定から鑑定書提出についても、第2回調査期間では4.9月であったので、若干短縮している。

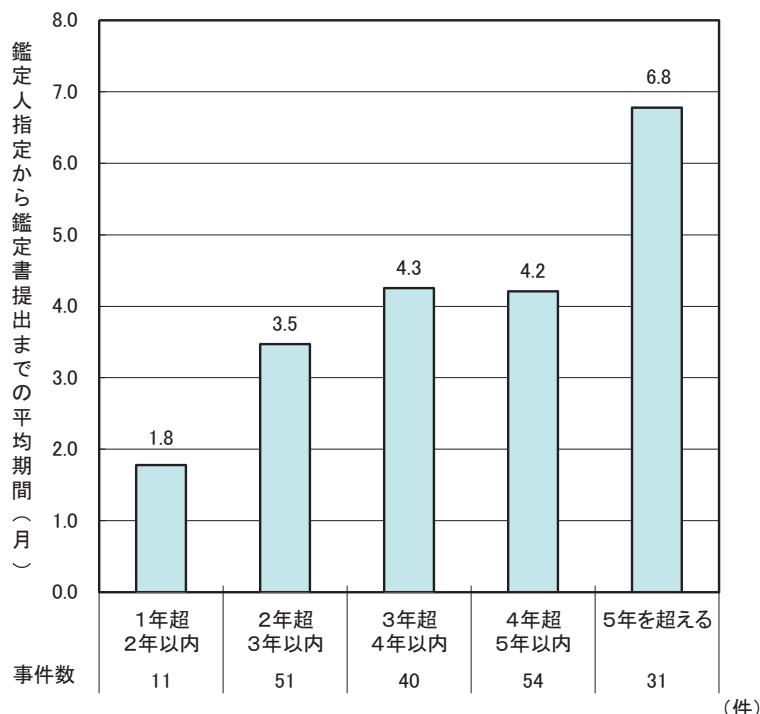
【表17】平均鑑定期間(医事関係訴訟)

平均鑑定期間(月)	5.4
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	1.1
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く	4.5
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	4.3

*3 平均鑑定期間とは、鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間を指す。

【図18】は、審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を示したものである。第2回調査期間と同様に（第2回報告書48頁【図59】参照），おおむね、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定から鑑定書提出までに時間を要している傾向が認められる。

【図18】審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(医事関係訴訟)

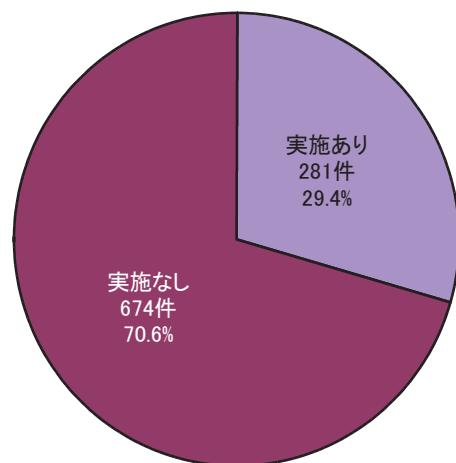


※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 証拠保全に関する状況

患者側が医療機関側に損害賠償請求訴訟を提起するための準備として、診療記録について証拠保全を実施することがある^{*4}。本件調査期間に終局した医事関係訴訟のうち証拠保全が実施された事件は、全体の29.4%（281件）であり（【図19】）、第2回調査期間の全体の35.5%（398件。第2回報告書48頁【図60】参照）と比較すると、減少している。近時は、患者側は、証拠保全の方法によらず、医療機関から任意に診療記録の開示を受けることも多いためであると思われる。

【図19】証拠保全の実施率(医事関係訴訟)

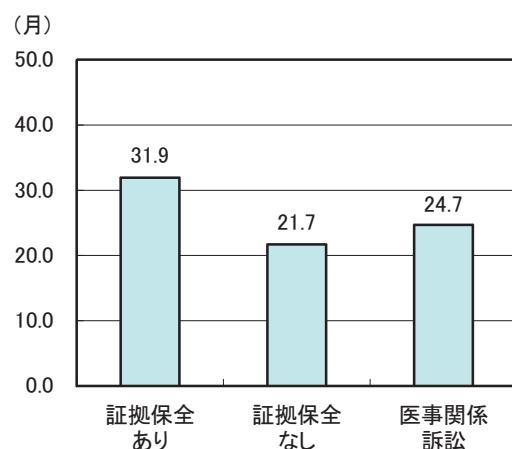


*4 詳細については、後記V.2.3参照。

II 民事訴訟事件の概況等

証拠保全の有無別の平均審理期間は、【図20】のとおりである。証拠保全を実施した事件の平均審理期間は31.9月であり、証拠保全を実施しなかった事件の21.7月に比べて長くなっている。これは、第2回調査期間でも同様の傾向であった（第2回報告書49頁【図61】参照）。

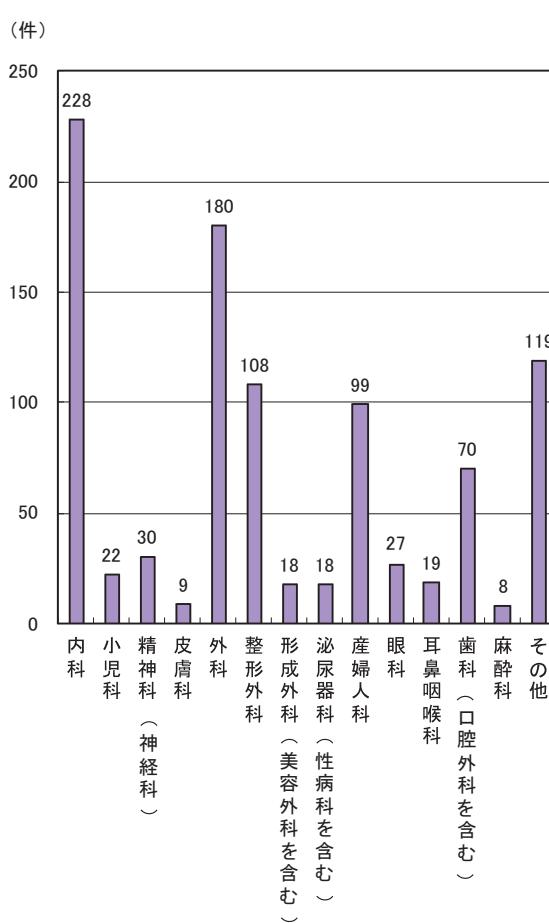
【図20】 証拠保全の有無別の平均審理期間
(医事関係訴訟)



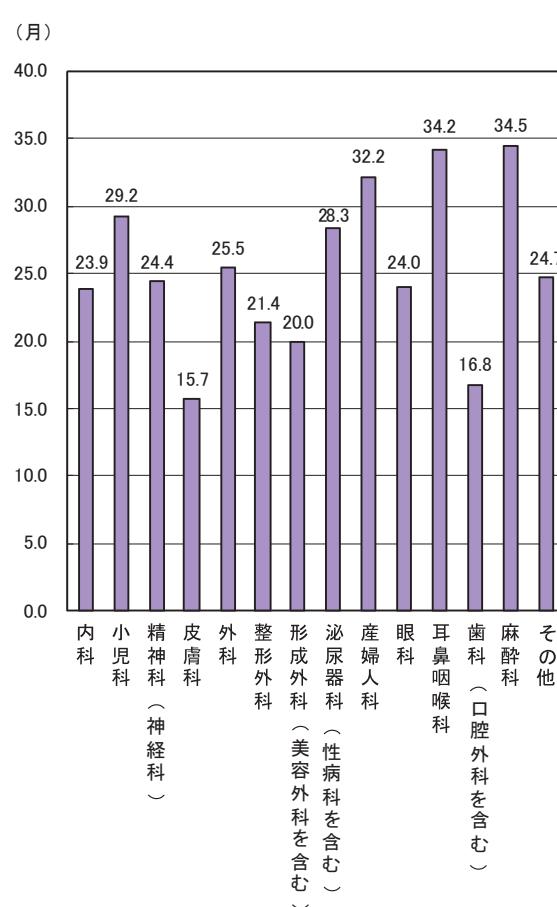
○ 診療科目に関する状況

診療科目別の事件数、平均審理期間、平均人証数及び鑑定実施率については、【図21】ないし【図24】のとおりである。診療科目別の事件数は、各診療科目の医師及び患者の数、診療の態様、診療の頻度等に左右されるので、これが紛争の起りやすさを示すものではないことに注意する必要がある。

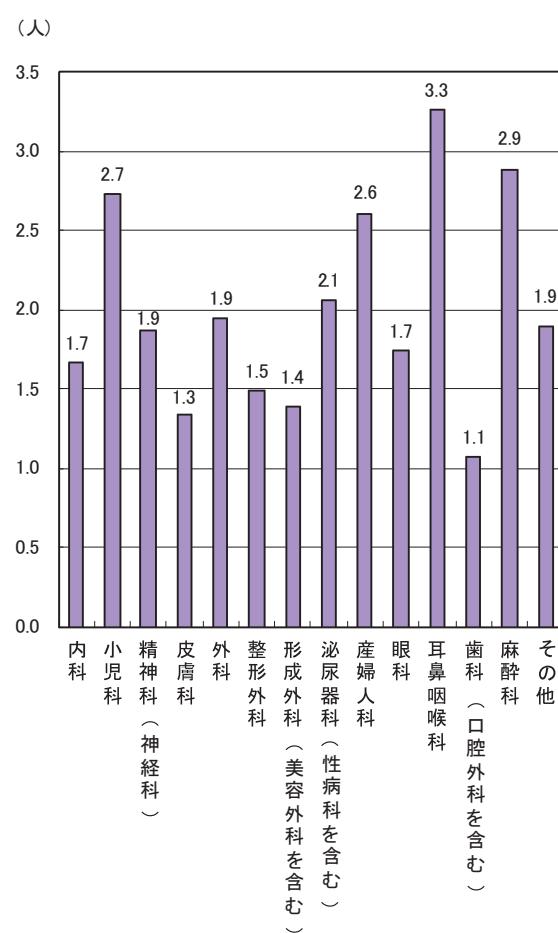
【図21】 診療科目別の事件数(医事関係訴訟)



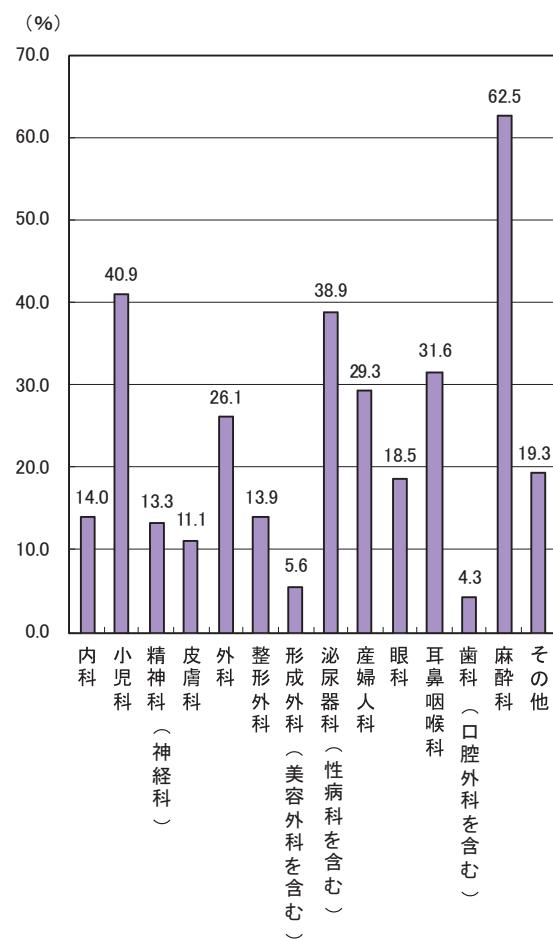
【図22】 診療科目別の平均審理期間
(医事関係訴訟)



【図23】診療科目別の平均人証数(医事関係訴訟)



【図24】診療科目別の鑑定実施率(医事関係訴訟)



1. 3 建築関係訴訟の概況

本件調査期間における建築関係訴訟の平均審理期間は15.6月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の8.1月より長い。その中でも、特に高度な専門的知見を要する類型と考えられる瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は22.3月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の3倍近い期間を要している。

瑕疵主張のある建築関係訴訟についてみると、審理期間が2年を超える事件は全体の約3分の1であり、他方、審理期間が6月以内の事件は12.5%と少ない。終局事由をみると、和解による終局が全体の約4割を占めている。また、取下げによる終局が27.6%と高いが、これは調停成立によって終了した事件が含まれているためと考えられる。平均争点整理期日回数は7.2回と多く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では2.3回）、争点整理実施率も82.0%と高い（民事第一審訴訟（過払金等以外）では37.6%）。人証調べ実施率は35.6%と高く（民事第一審訴訟（過払金等以外）では19.5%）、平均人証数も1.1人と民事第一審訴訟（過払金等以外）の0.5人に比べて若干多い。鑑定実施率は4.6%と民事第一審訴訟（過払金等以外）の1.0%に比べて高い。鑑定実施事件の平均審理期間は49.3月であり、特に長くなっている。上訴率は36.5%と高い（民事第一審訴訟（全体）では14.7%）。建築関係訴訟の中でも、瑕疵主張のあるものについては、特に審理に長期間を要し、争点整理等の手続や鑑定に要する期間が長くなっている。

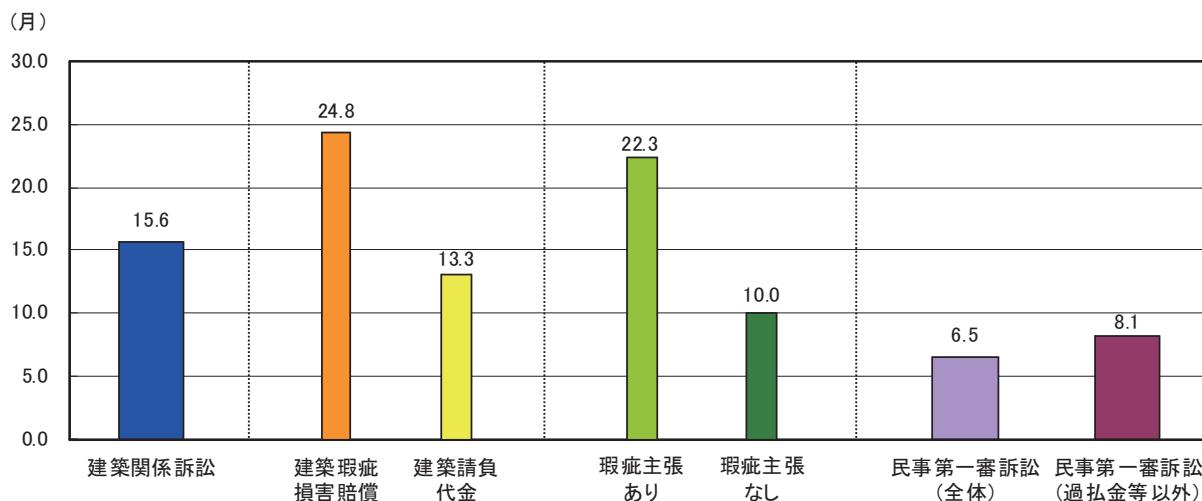
建築関係訴訟のうち調停に付された事件は14.0%であり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では28.1%である。調停に付された事件のうち6割を超える事件が調停成立により終了しているが、調停不成立となった3割弱の事件では平均審理期間が特に長くなっている（瑕疵主張のある建築関係訴訟では39.2月）。

○ 平均審理期間

【図1】は、建築関係訴訟^{*1}を請求内容及び瑕疵主張の有無別に分け、平均審理期間を民事第一審訴訟事件と対比して示したものである。建築関係訴訟全体は15.6月、建築瑕疵損害賠償事件は24.8月、建築請負代金事件は13.3月、瑕疵主張のある建築関係訴訟は22.3月、瑕疵主張のない建築関係訴訟は10.0月であり、特に建築瑕疵損害賠償事件及び瑕疵主張のある建築関係訴訟では、平均審理期間が民事第一審訴訟（過払金等以外）の約2.8倍～約3.1倍と顕著に長くなっている。第2回調査期間においても、建築瑕疵損害賠償事件は23.7月、瑕疵主張のある建築関係訴訟は22.4月であり、本件調査期間と同様に顕著に長かった（第2回報告書55頁【図73の1・2】参照）。【図2】は、建築瑕疵損害賠償事件の新受件数と平均審理期間の推移をしたものである。建築瑕疵損害賠償事件の審理期間は、平成18年より長くなっている。

*1 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築に関する設計、監理、施工等につき瑕疵があったと主張し、その瑕疵に基づく損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件）があり、建築請負代金事件には、建物の不具合（瑕疵）を巡る主張のあるものとそうでないものがある。本報告書では、第1回報告書にならい、建築瑕疵損害賠償事件と瑕疵主張のある建築請負代金事件を「瑕疵主張のある建築関係訴訟」と、瑕疵主張のない建築請負代金事件を「瑕疵主張のない建築関係訴訟」と分類する（第1回報告書83頁参照）。

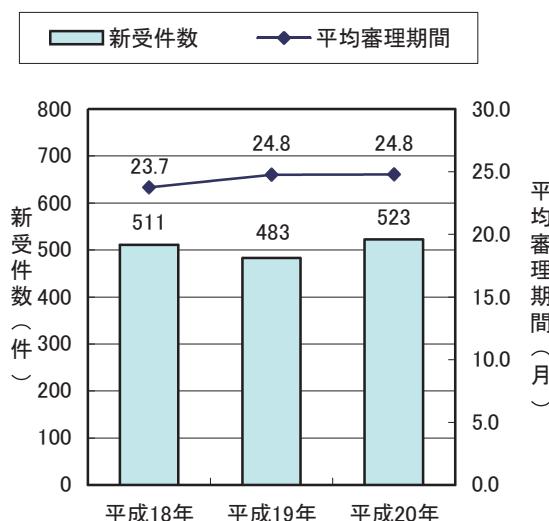
【図1】平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



このように、建築関係訴訟では、請求内容や瑕疵主張の有無別によって審理期間が大きく異なる。以下では、このうち審理に専門的知見を要し、また、争点が多数になる事件が多いという建築関係訴訟の特徴がよく現れると考えられる瑕疵主張のある建築関係訴訟を中心にして、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟や民事第一審訴訟事件と比較しながら、概況をみることとする^{*2}。

○ 審理期間別の事件数等

【表3】は、審理期間別の事件数及び事件割合であるが、審理期間が2年を超える事件の割合は、瑕疵主張のある建築関係訴訟では33.4%，瑕疵主張のない建築関係訴訟では7.8%である。いずれも民事第一審訴訟(過払金等以外)の5.8%と比べて高くなっているが、とりわけ瑕疵主張のある建築関係訴訟では顕著に高い。これに対し、審理期間が6ヶ月以内の事件は、瑕疵主張のある建築関係訴訟は12.5%であり、民事第一審訴訟(過払金等以外)の60.6%と比べ、顕著に低い。瑕疵主張のない建築関係訴訟では審理期間が6ヶ月以内の事件が51.5%を占める。こうした傾向は、第2回調査期間とほぼ同様である(第2回報告書55頁【表74の1・2】参照)。

【図2】新受件数と平均審理期間の推移
(建築瑕疵損害賠償事件)

*2 建築関係訴訟の特徴については、後記V3参照。なお、建築瑕疵損害賠償事件に焦点を当てることも考えられるが、同事件は事件数が600件未満とさほど多くない上、建築請負代金事件について被告側から瑕疵の主張がなされる事件も相当数あり、その場合には、建築瑕疵損害賠償事件と同様の問題が生じ得ることから、瑕疵主張のある建築関係訴訟を中心に概況をみることとした。

II 民事訴訟事件の概況等

【表3】審理期間別の事件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
事件数	583	2,352	1,344	1,591	192,246	87,256
平均審理期間(月)	24.8	13.3	22.3	10.0	6.5	8.1
6月以内	49 8.4%	938 39.9%	168 12.5%	819 51.5%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	80 13.7%	432 18.4%	231 17.2%	281 17.7%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	211 36.2%	652 27.7%	496 36.9%	367 23.1%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	135 23.2%	201 8.5%	249 18.5%	87 5.5%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	93 16.0%	103 4.4%	165 12.3%	31 1.9%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	15 2.6%	26 1.1%	35 2.6%	6 0.4%	296 0.2%	233 0.3%

○ 終局区分別の事件数等

【表4】は、終局区分別の事件数及び事件割合をみたものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、和解で終局した事件が全体の4割を占めており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の35.6%と比較するとやや高い。また、取下げで終局した事件が27.6%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の12.7%と比較すると高いが、これは、建築関係訴訟では、専門家調停委員を加えた調停手続に付されることが比較的多く、調停が成立した場合には、訴えの取下げがあったものとみなされる（民事調停法20条2項）ためであると推測される。なお、判決で終局した事件のうち対席判決で終局した事件が97.2%を占め、いわゆる欠席判決で終局した事件は少ない。瑕疵主張のない建築関係訴訟については、いずれも民事第一審訴訟（過払金等以外）に比較的近い傾向を示している。

【表4】終局区分別の事件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

終局区分	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	194 33.3%	877 37.3%	397 29.5%	674 42.4%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	187 96.4%	657 74.9%	386 97.2%	458 68.0%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	192 32.9%	957 40.7%	538 40.0%	611 38.4%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	176 30.2%	425 18.1%	371 27.6%	230 14.5%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	21 3.6%	93 4.0%	38 2.8%	76 4.8%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

○ 訴訟代理人の選任状況

【表5】は、訴訟代理人の選任状況をしたものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が全体の81.5%を占めており、民事第一審訴訟（過払金等以外）の39.8%と比較して、当事者双方ともに訴訟代理人が選任された事件の割合が顕著に高い。一方、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、双方ともに本人による事件の割合は、わずか3.1%にとどまっている。建築関係訴訟、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟が一般的に複雑困難な専門的知見を要する訴訟であり、これを追行していくためには訴訟代理人の力が極めて重要な事件類型であることを示しているものと考えられる。

【表5】訴訟代理人の選任状況(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に 訴訟代理人	509 87.3%	1,303 55.4%	1,096 81.5%	716 45.0%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ 訴訟代理人	44 7.5%	636 27.0%	152 11.3%	528 33.2%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ 訴訟代理人	24 4.1%	137 5.8%	55 4.1%	106 6.7%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	6 1.0%	276 11.7%	41 3.1%	241 15.1%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

○ 審理の状況

【表6】は、平均期日回数及び平均期日間隔をしたものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟では平均期日回数が10.6回と多く、特に平均争点整理期日回数は7.2回と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の2.3回に比べて顕著に多い。瑕疵主張のない建築関係訴訟では、平均期日回数5.7回、平均争点整理期日回数3.2回であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より若干多い程度である。また、【表7】のとおり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の争点整理実施率は82.0%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の37.6%に比較して顕著に高い。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、大部分の事件で争点整理手続が行われ、それに要する期日も多いことがうかがわれる。また、【表6】によれば、瑕疵主張のある建築関係訴訟では平均期日間隔が2.1月と民事第一審訴訟（過払金等以外）の1.8月に比較して若干長い。

【表6】平均期日回数及び平均期日間隔(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	11.0	7.2	10.6	5.7	3.4	4.5
平均口頭弁論 期日回数	3.5	2.7	3.4	2.5	1.7	2.2
平均争点整理 期日回数	7.5	4.4	7.2	3.2	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	2.2	1.9	2.1	1.8	1.9	1.8

II 民事訴訟事件の概況等

【表7】争点整理実施率(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争 手 点 統 整 理	実施件数	486	1,357	1,102	741	58,069	32,786
	実施率	83.4%	57.7%	82.0%	46.6%	30.2%	37.6%

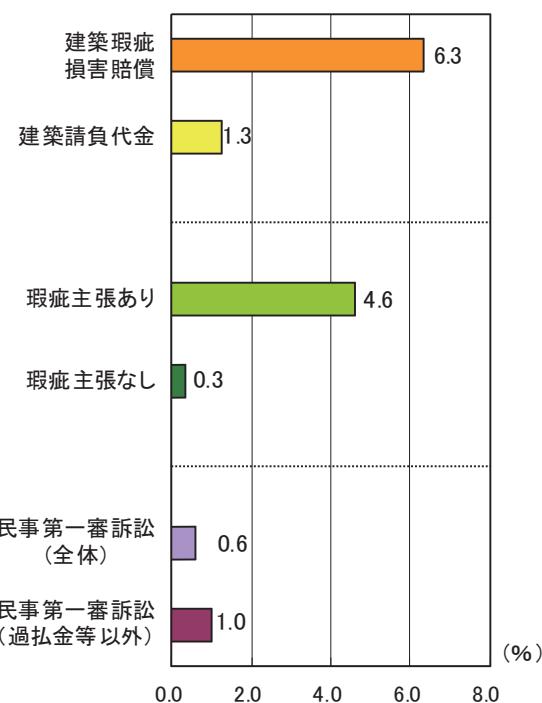
【表8】は、人証調べ実施率及び平均人証数をしたものであるが、人証調べ実施率は、瑕疵主張のある建築関係訴訟では35.6%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の19.5%に比べて高く、平均人証数も瑕疵主張のある建築関係訴訟全体では1.1人、うち人証調べ実施事件では3.0人と多い。この傾向は、第2回調査期間と同様である（人証調べ実施率は37.7%，平均人証数は1.3人。第2回報告書56頁【表76】参照）。

【表8】人証調べ実施率及び平均人証数(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

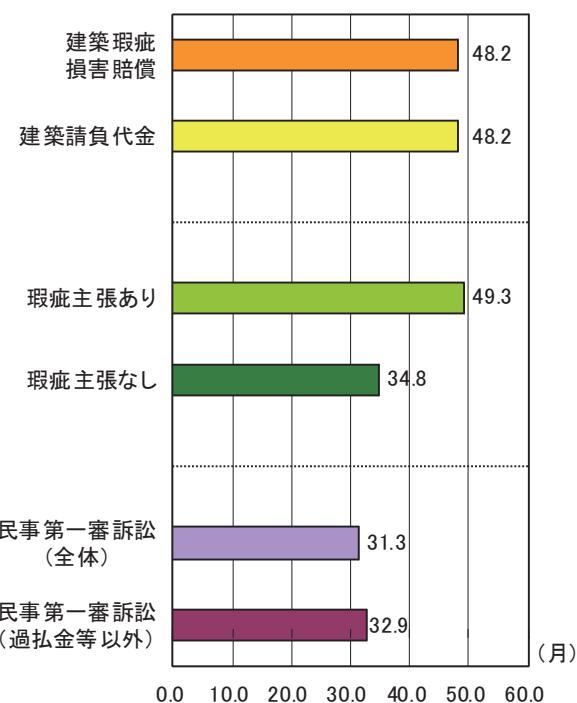
事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	37.2%	29.0%	35.6%	26.5%	12.3%	19.5%
平均人証数	1.2	0.9	1.1	0.8	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.1	2.9	3.0	2.9	2.8	2.8

【図9】は、鑑定実施率をしたものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟は4.6%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の1.0%に比べて高い。この傾向は、第2回調査期間と同様である（瑕疵主張のある建築関係訴訟では6.0%。第2回報告書57頁【図77の1・2】参照）。【図10】は、鑑定実施事件の平均審理期間をみたものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟は49.3月であり、瑕疵主張のある建築関係訴訟全体の平均審理期間22.3月（前掲【図1】参照）の倍以上を要している。瑕疵主張のない事件については、全体の平均審理期間が10.0月であるのに対し、鑑定実施事件では34.8月を要しており、前者の3倍以上となっている。なお、第2回調査期間においても鑑定実施事件の平均審理期間が顕著に長い傾向があったが、瑕疵主張のある建築関係訴訟については本件調査期間ではやや短縮されたといえる（第2回調査期間では瑕疵主張のある建築関係訴訟は56.1月。第2回報告書58頁【図78の1・2】参照）。

【図9】鑑定実施率
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

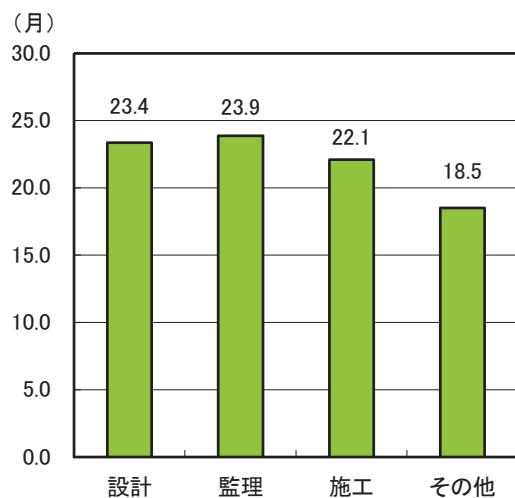


【図10】鑑定を実施した事件における平均審理期間
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



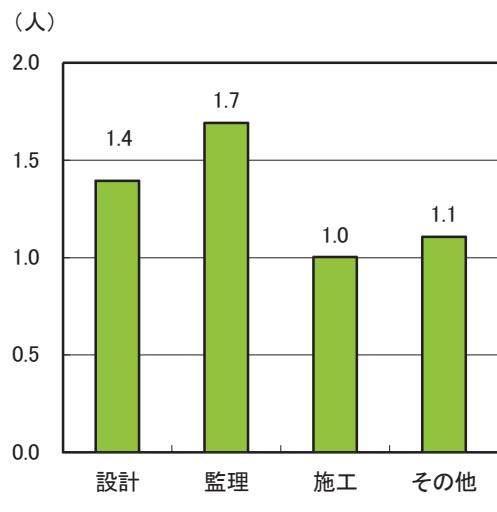
瑕疵の分野別の平均審理期間、平均人証数及び鑑定実施率については、【図11】ないし【図13】のとおりである^{*3}。

【図11】瑕疵の分野別の平均審理期間
(建築関係訴訟)

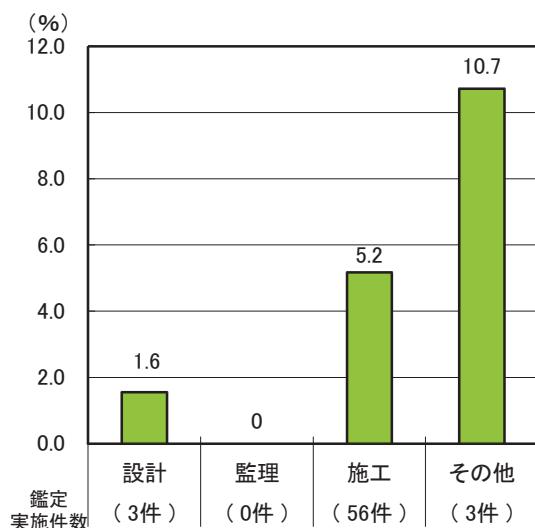


*3 1件の事件が複数の分野に該当する場合は、主要と考えられる分野に分類した。

【図12】瑕疵の分野別の平均人証数
(建築関係訴訟)



【図13】瑕疵の分野別の鑑定実施率
(建築関係訴訟)



○ 人証調べと審理期間等との関係

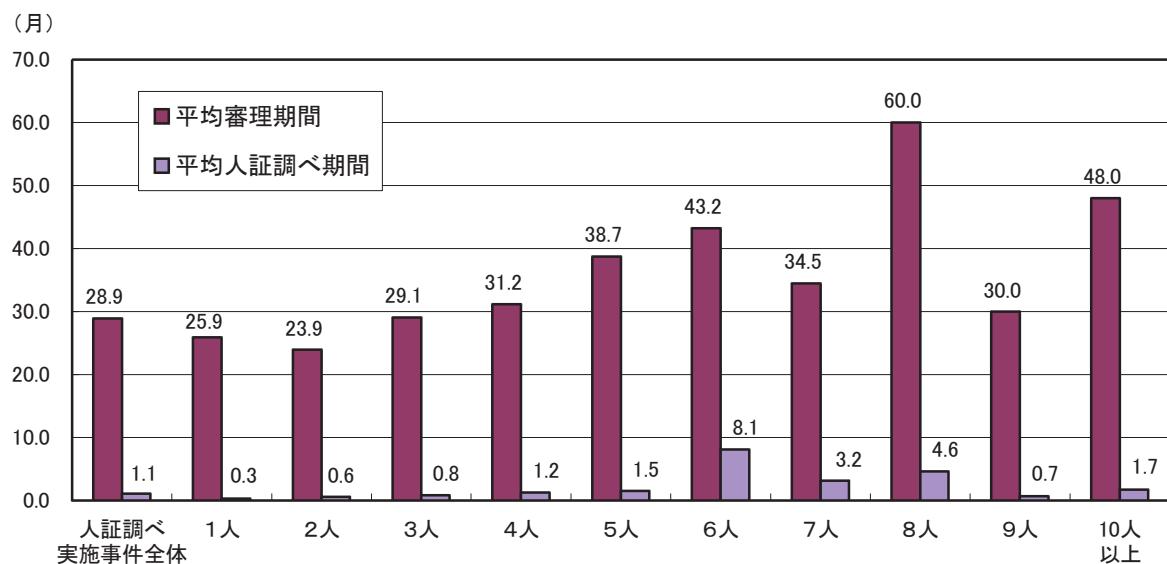
【図14】によれば、人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は28.9月であり、民事第一審訴訟（全体）のうち人証調べを実施した事件の平均審理期間18.7月（前掲1.1.3【表27】参照）に比べて相当に長い。また、人証調べを実施した瑕疵主張ある建築関係訴訟の平均審理期間は第2回調査期間でも29.3月であった（第2回報告書60頁【図82】参照）から、この間に大きな変化はみられない。平均人証調べ期間は1.1月であり、民事第一審訴訟（全体）の0.7月に比べれば長いものの、平均審理期間全体の3.8%にとどまっている。人証数別に平均審理期間及び平均人証調べ期間をみると、人証数5人の事件までは、人証数が増えるに従って平均審理期間も平均人証調べ期間もおおむね長くなる傾向があるが、平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅に比べて小さい。6人以上の事件については、一定の傾向は見いだせないが、これは、それぞれの事件数が少ないことが一因であると考えられる^{*4}。

建築関係訴訟の人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔は【図15】のとおりである。平均人証調べ期日回数は1.5回であり、民事第一審訴訟事件より若干多い（前掲1.1.3【図30】参照）。人証数別に平均期日回数をみると、人証数5人までは、人証数が増えるに従って平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数も増加する傾向があるが、人証数1人の事件と人証数5人の事件を比べると、平均人証調べ期日回数の増加幅（1.2回）は、平均争点整理期日回数の増加幅（4.3回）より小さい。他方、平均期日間隔については一定の傾向は見いだせない。

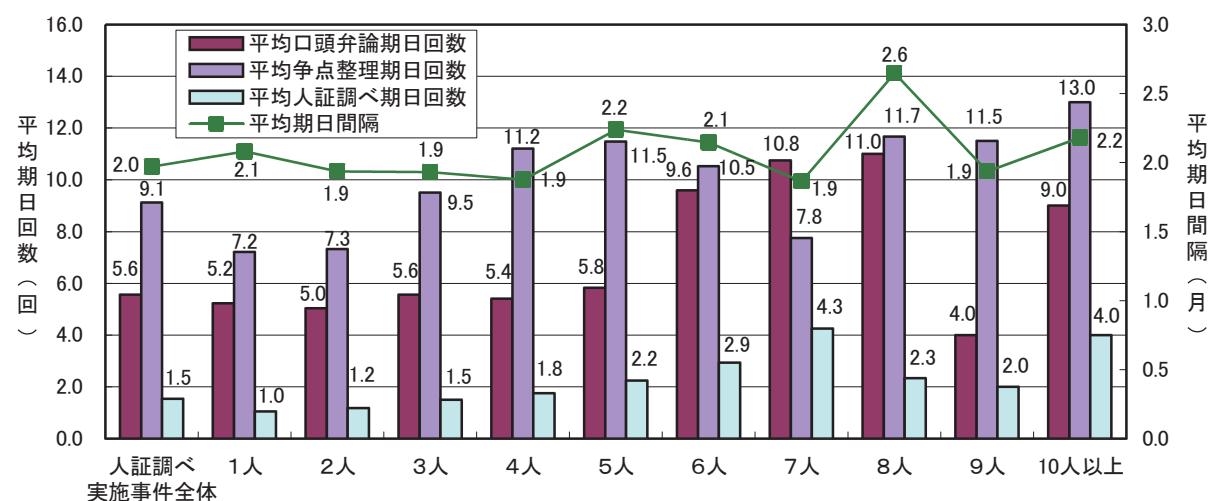
以上からすれば、人証数が増加するに従って審理期間や期日回数が増加する傾向があるが、その審理期間や期日回数の増加については、人証調べに要する期間や期日の増加による影響はさほど大きくなく、争点整理等の手続に要する期間や期日の増加による影響が大きいといえる（この点については、第2回調査期間においても同様の傾向であった。第2回報告書64頁、65頁参照）。

*4 事件数は、人証数6人の事件が15件、7人の事件が4件、8人の事件が3件、9人の事件が2件、10人以上の事件が1件である。

【図14】人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(瑕疵主張のある建築関係訴訟)



【図15】人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(瑕疵主張のある建築関係訴訟)



○ 集中証拠調べの状況

【表16】は、瑕疵主張のある建築関係訴訟の人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、人証調べ期日回数が1回の事件が全体の64.4%を、2回の事件が24.9%を占めている。

また、前掲【図15】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が4人までの事件では2回以内となっており、人証数が5人の事件でも2.2回となっている。前掲【図14】によれば、平均人証調べ期間は、人証数が3人までの事件では1月以内、人証数が5人までの事件では1.5月以内となっている。

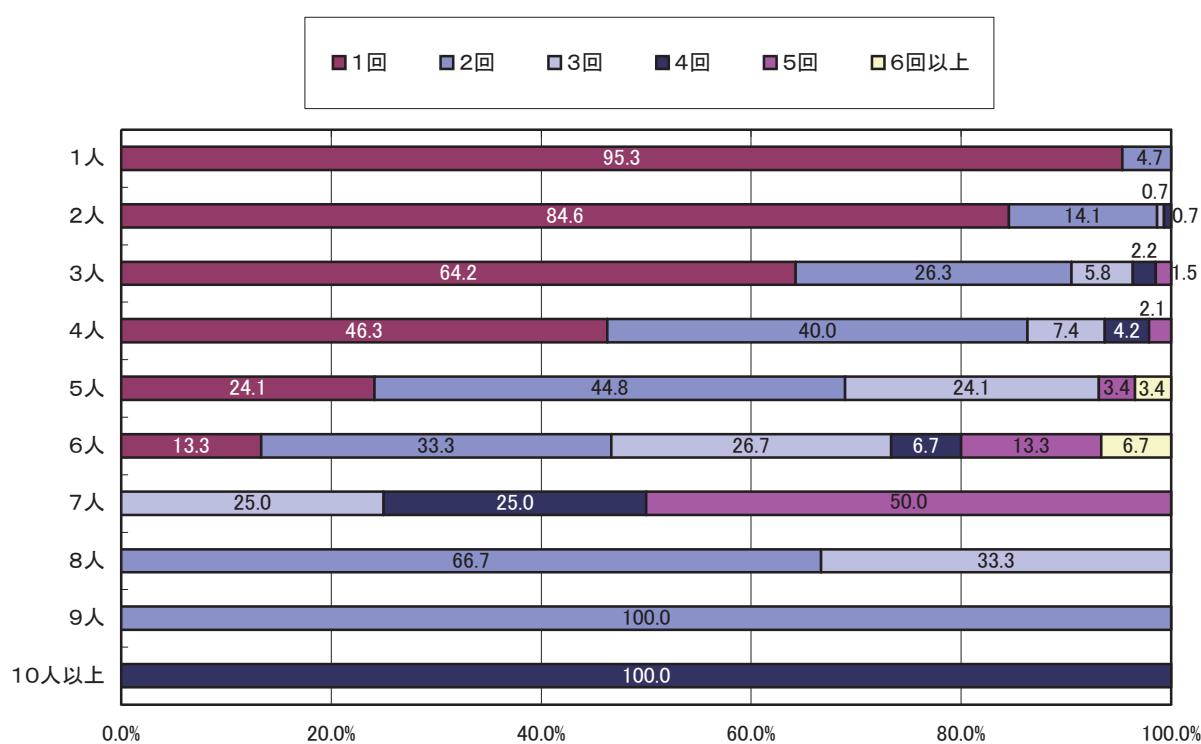
【図17】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、人証数が1人の事件の95.3%，2人の事件の84.6%，3人の事件でも64.2%は、1回の人証調べ期日で尋問が終了していることが分かる。また、人証数が3人の事件の90.5%，4人の事件の86.3%，5人の事件でも68.9%は、2回以内の人証調べ期日で尋問が終了している。

以上のデータから、建築関係訴訟においても集中証拠調べが行われているものと考えられる（第2回調査期間でも同様の傾向であった。第2回報告書65頁、66頁参照）。

**【表16】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合
(瑕疵主張のある建築関係訴訟)**

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	308	64.4%
2回	119	24.9%
3回	29	6.1%
4回	11	2.3%
5回	9	1.9%
6回	2	0.4%
7回	-	-
8回	-	-
9回	-	-
10回	-	-
11～15回	-	-
16回以上	-	-
合 計	478	100.0%

【図17】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(瑕疵主張のある建築関係訴訟)

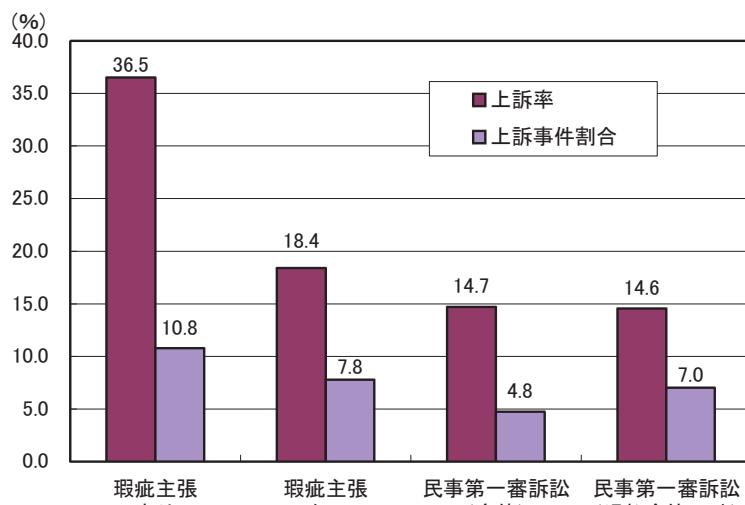


○ 上訴に関する状況

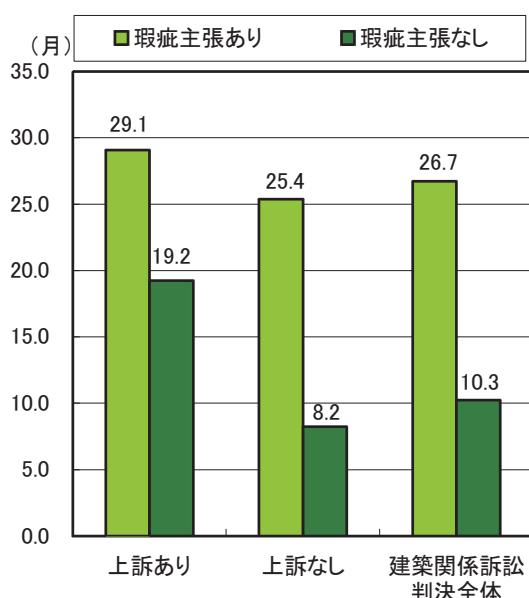
【図18】は、上訴率及び上訴事件割合をみたものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率は36.5%，上訴事件割合は10.8%であり、民事第一審訴訟（全体）の上訴率（14.7%）、上訴事件割合（4.8%）に比べて顕著に高い。他方、瑕疵主張のない建築関係訴訟については、民事第一審訴訟（全体）よりやや高い程度にとどまる。この傾向は、第2回調査期間も同様である（第2回報告書66頁【図9-1】参照）。

建築関係訴訟の上訴の有無別の平均審理期間は【図19】のとおりであり、瑕疵主張の有無を問わず上訴があった事件の方が平均審理期間が長い。なお、瑕疵主張のない建築関係訴訟には、いわゆる欠席判決によって終局する事件や、実質的な争いがないために比較的短い期間で終局する事件も相当数含まれていると考えられるので、人証調べを実施して判決で終局した対席事件に限定してみると、瑕疵主張のない建築関係訴訟では、限定しない場合に比べて上訴の有無による差があまりみられない（【図20】）。この傾向も、第2回調査期間と同様である（第2回報告書66頁、67頁【図92】、【図93】参照）。

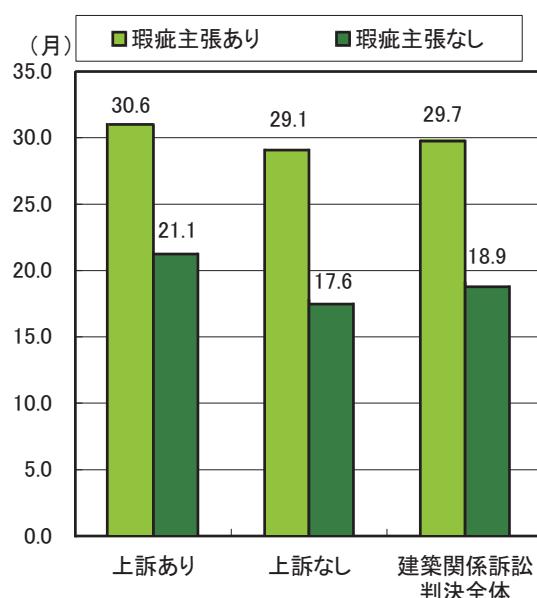
【図18】 上訴率及び上訴事件割合
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図19】 上訴の有無別の平均審理期間
(建築関係訴訟)



【図20】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件の上訴の有無別の平均審理期間(建築関係訴訟)



II 民事訴訟事件の概況等

○ 鑑定に関する状況^{*5}

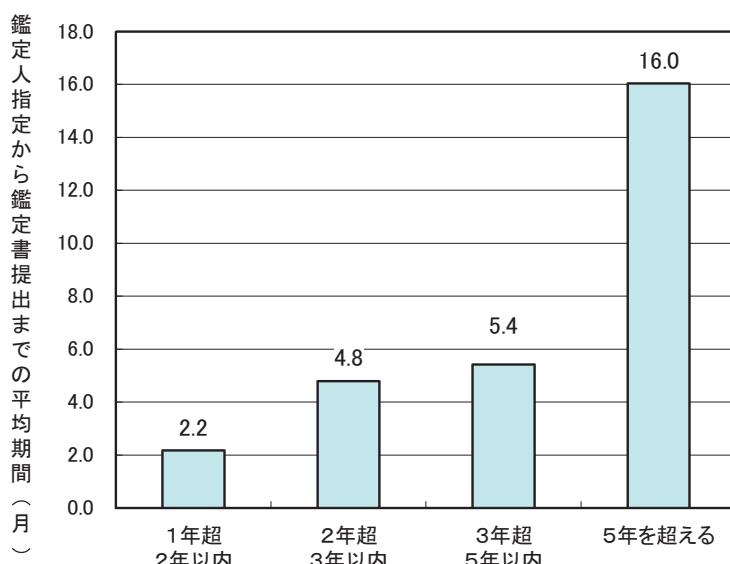
【表21】によれば、建築関係訴訟の平均鑑定期間は7.4月であり、第2回調査期間（6.3月。第2回報告書67頁【表94】参照）よりも長くなっている。その内訳をみると、まず、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間は0.6月と比較的短い。しかし、実務上は鑑定人となる者の目処を付けた上で、鑑定人の指定と同時に鑑定採用決定を行うことが多いため、このような鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除外すると、鑑定採用から鑑定人指定まで平均2.7月を要している。鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間は6.8月であり、第2回調査期間（5.3月）より長くなっている。

【図22】は、審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を示したものである。第2回調査期間と同様に（第2回報告書68頁【図97】参照）、審理期間が長い事件ほど、鑑定人指定から鑑定書提出までに時間を要している傾向が認められる。

【表21】平均鑑定期間(建築関係訴訟)

平均鑑定期間(月)	7.4
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.6
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く	2.7
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	6.8

【図22】審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(建築関係訴訟)



※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

*5 琢疵主張のない事件で鑑定を実施した事件は5件だけであるため、ここでは建築関係訴訟全体のデータを分析した。

○ 付調停に関する状況

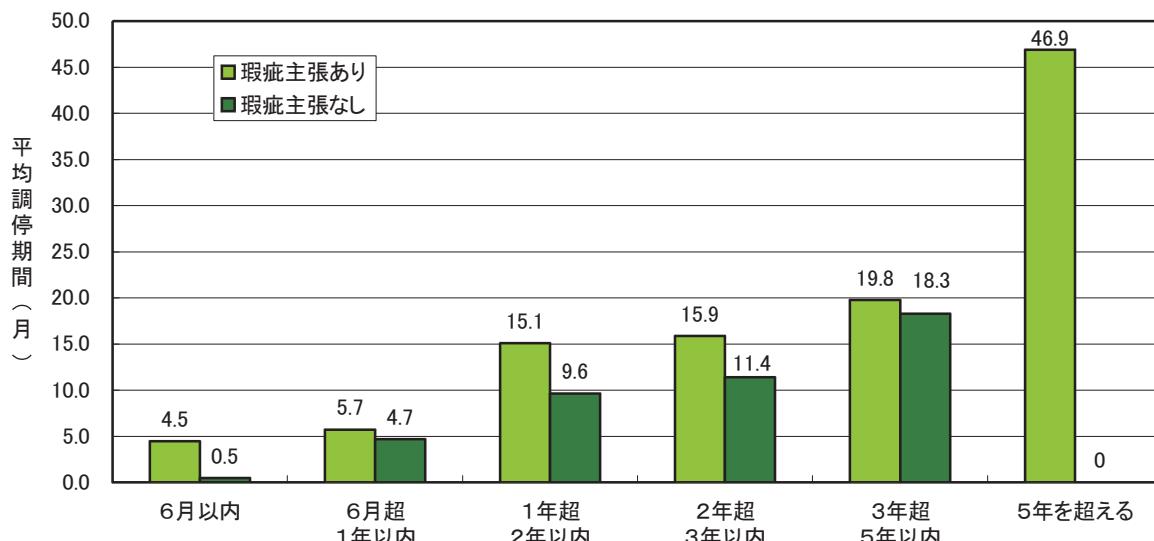
本件調査期間に終局した建築関係訴訟のうち調停に付された事件の割合は、建築関係訴訟全体は14.0%，瑕疵主張のある建築関係訴訟は28.1%である（【表23】）。第2回調査期間よりはやや減少しているが、瑕疵主張のある建築関係訴訟では約3割の事件が調停に付される傾向がある（第2回調査期間では建築関係訴訟全体16.7%，瑕疵主張のある建築関係訴訟31.3%。第2回報告書68頁【表98】参照）。

高度な専門的知見を要することが多い瑕疵主張のある建築関係訴訟では、建築士等の専門家調停委員を調停委員会のメンバーに加えた調停手続に付し、争点整理等を行っているものと考えられる。

平均調停期間及び平均調停期日回数は【表24】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟では、平均調停期間が16.3月、平均調停期日回数が9.7回となっている。なお、第2回調査期間では、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期間が14.4月、平均調停期日回数が10.4回であり（第2回報告書68頁【表99】参照）、平均調停期間は若干長くなった。

【図25】は、調停に付された建築関係訴訟について、審理期間別の平均調停期間を示したものであり、【図26】は、審理期間別の平均調停期日回数を示したものである。平均調停期間も平均調停期日回数も、審理期間が長くなると増加する傾向がある。

【図25】審理期間別の平均調停期間（建築関係訴訟）



【表23】付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

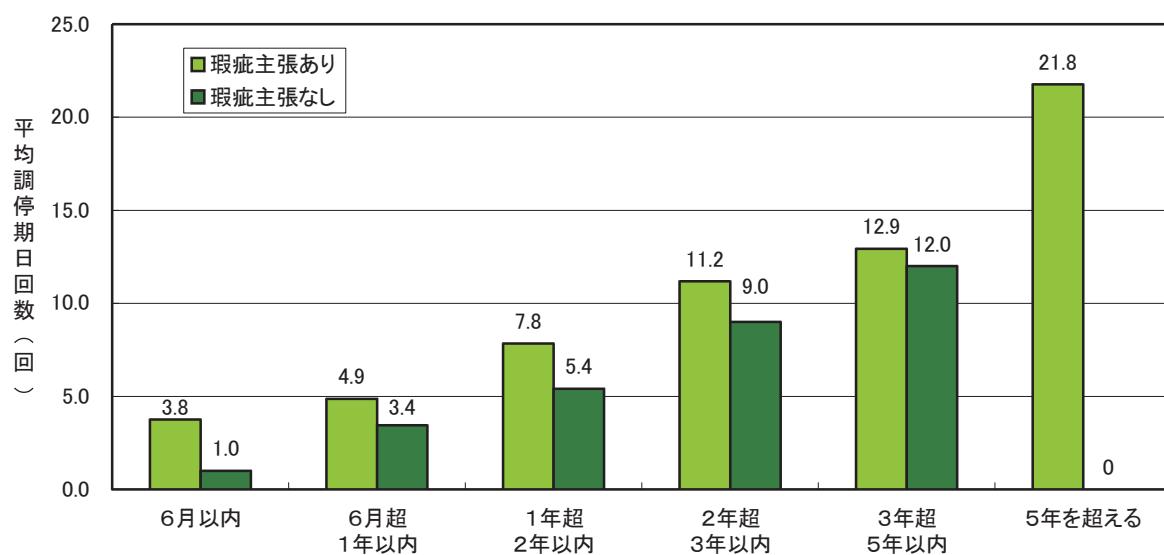
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済事件数	1,344	1,591	2,935
付調停事件数	378	33	411
付調停率	28.1%	2.1%	14.0%

【表24】平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間（月）	16.3	9.2
	平均調停期日回数	9.7	6.2
		15.7	9.4

II 民事訴訟事件の概況等

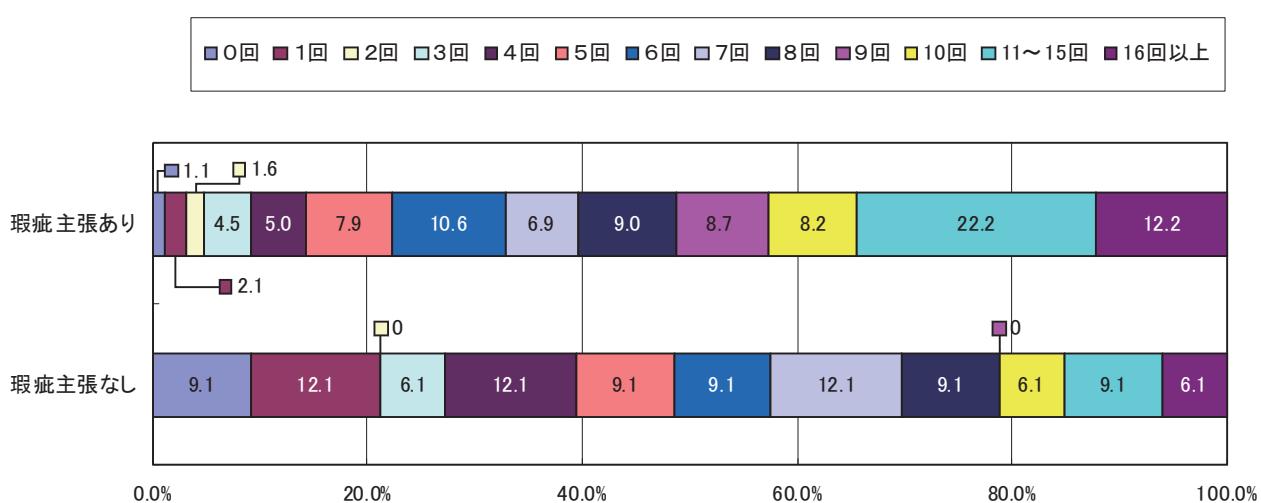
【図26】審理期間別の平均調停期日回数(建築関係訴訟)



【図27】は、調停期日回数別の事件割合を示したものであるが、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、調停期日回数が10回以上の事件が42.6%を占めるのに対し、瑕疵主張のない建築関係訴訟では、調停期日回数が10回以上の事件は21.3%にとどまる。第2回調査期間も同様の傾向であった（第2回報告書70頁【図102の1・2】参照）。

瑕疵主張のある建築関係訴訟では、建築瑕疵という専門的知見を要する事項が問題となるため、調停委員から専門的知見の提供を受けることが必要となる場面が多く、また、多数ある瑕疵の主張や証拠の整理について長期間を要しているものと推測される⁶。

【図27】調停期日回数別の事件割合（建築関係訴訟）



*6 詳しくは後記V3.2, 3.3参照

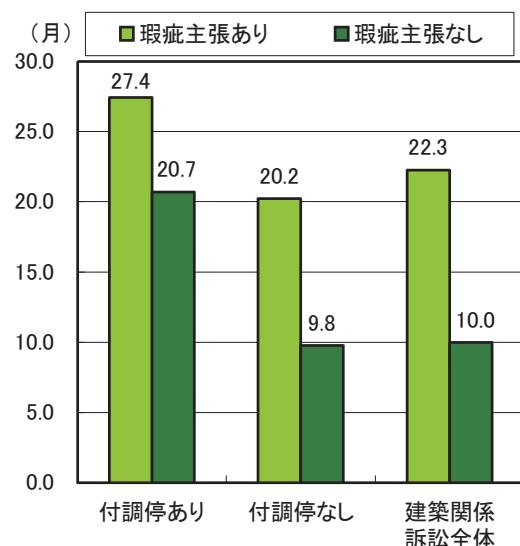
付調停の有無別の平均審理期間は、【図28】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟、瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれについても、調停に付された事件の方が平均審理期間が長くなっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟については特にその差が大きいが、これは、調停に付されなかった事件には、実質的に争いがなく短期間で終局する事件が相当数含まれているためであると考えられる。このような傾向は、第2回調査期間も同様であった（第2回報告書71頁【図103】参照）。

調停に付された建築関係訴訟について、調停終了区分別の平均審理期間を示した【図29】によれば、調停が不成立で終了した事件の平均審理期間が他と比較して顕著に長くなっている。これは、調停が不成立になった事件では、調停手続に一定の時間をかけた後に訴訟手続も行うため、その双方に時間を要する上、当事者間の対立が深刻であるなどの事情も加わって審理期間が長くなっている

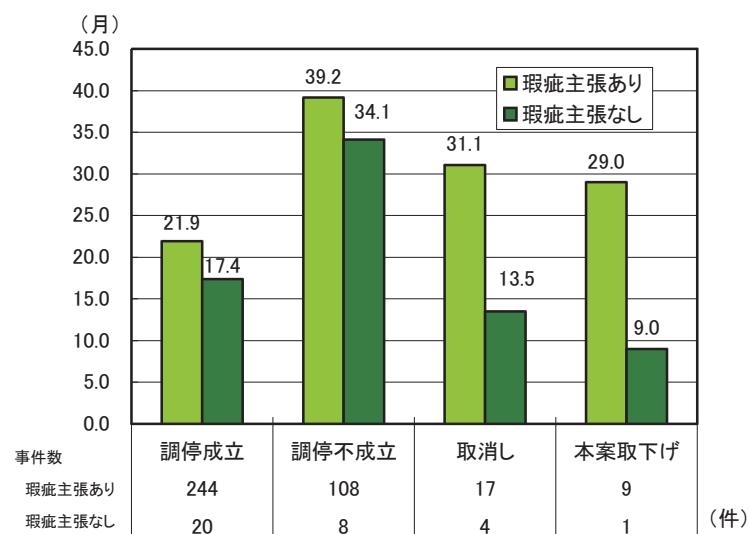
ものと考えられる。なお、建築関係訴訟の調停終了区分別の事件の割合をみると、調停成立が64.2%、調停不成立が28.2%である。以上の傾向は、第2回調査期間も同様であった（第2回報告書71頁【図104】参照）。

人証調べを実施して判決で終局した建築関係訴訟について、付調停の有無別に、各手続段階ごとの平均期間を示した【図30】によれば、調停に付された事件では、調停手続の期間が含まれていると考えられる第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が32.0月と顕著に長い。第2回調査期間でも34.3月と長かった（第2回報告書72頁【図105】参照）。

【図28】付調停の有無別の平均審理期間
(建築関係訴訟)

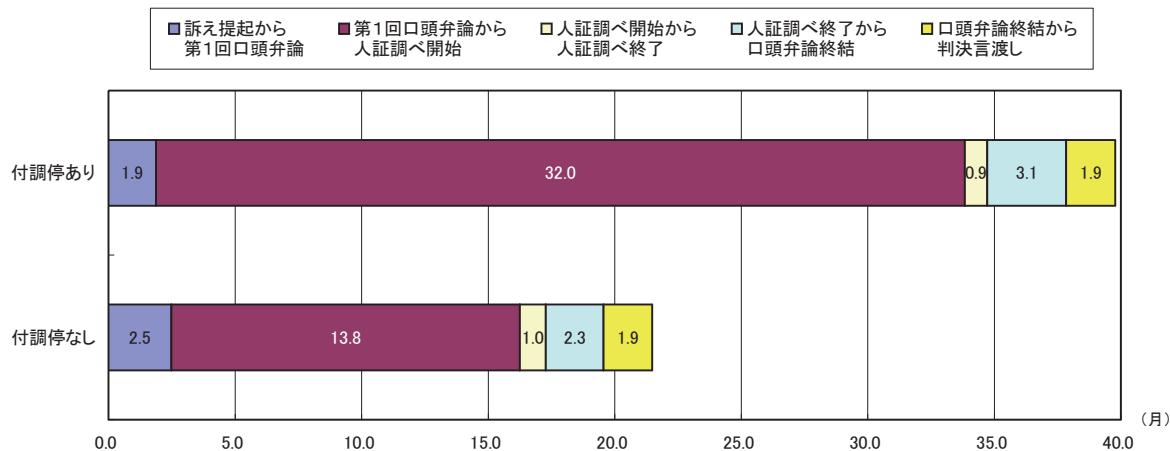


【図29】調停終了区分別の平均審理期間(建築関係訴訟)



II 民事訴訟事件の概況等

【図30】人証調べを実施して判決で終局した事件における付調停の有無別の各手続段階の平均期間の状況(建築関係訴訟)



事件の種類	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終結 (月)	口頭弁論終結から判決言渡し (月)	合計 (月)
付調停あり	60	1.9 4.7%	32.0 80.3%	0.9 2.2%	3.1 7.8%	1.9 4.9%	39.8 100.0%
付調停なし	532	2.5 11.6%	13.8 64.1%	1.0 4.8%	2.3 10.7%	1.9 8.9%	21.5 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

1. 4 知的財産権訴訟の概況

本件調査期間における知的財産権訴訟の平均審理期間は13.1月であり、民事第一審訴訟（全体）(6.5月)の約2.0倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）(8.1月)の約1.6倍であるが、平成11年の知的財産権訴訟の平均審理期間（23.1月）より43.3%短縮している。

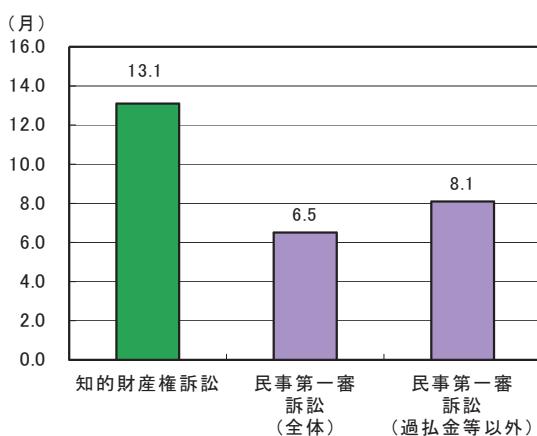
また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決に占める対席事件の割合（90.6%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合（73.9%）が極めて高く、平均争点整理期日回数も多くなっている（6.1回）。

知的財産権訴訟の上訴率は41.7%であり、民事第一審訴訟（全体）の上訴率の約2.8倍である。また、知的財産権訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は、民事第一審訴訟事件ほど大きなものではない。

○ 概況

本件調査期間における知的財産権訴訟の平均審理期間は13.1月であり、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間（6.5月）の約2.0倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間（8.1月）の約1.6倍となっている（【図1】、【表2】。第2回調査期間の既済事件では12.1月。第2回報告書73頁【図106】参照）。

**【図1】 平均審理期間
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)**



**【表2】 事件数及び平均審理期間
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
事件数	559	192,246	87,256
平均審理期間(月)	13.1	6.5	8.1

II 民事訴訟事件の概況等

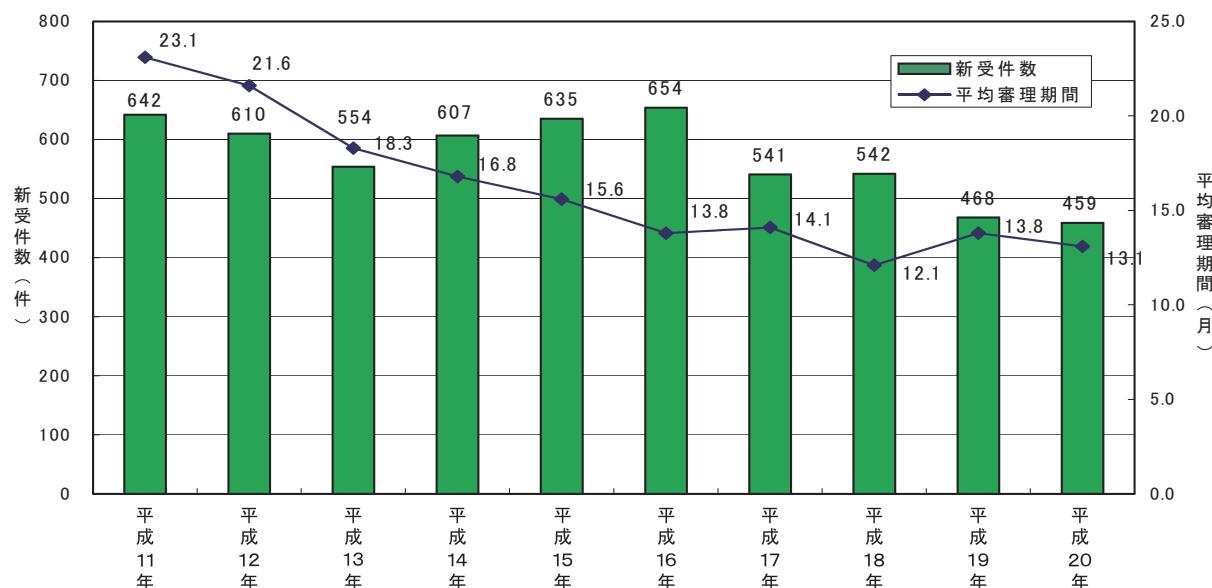
また、知的財産権訴訟では、第2回調査期間の既済事件と同様、審理期間が6月以内の事件が最も多く、その割合は31.5%であり、また、2年を超える事件は14.1%である（【表3】）。

【図4】は、知的財産権訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、平成13年以降、毎年増加傾向にあった新受件数が、近年は落ち着いてきている一方で、平均審理期間については、平成11年以降、ほぼ一貫して毎年短縮傾向にあり、平成20年（本件調査期間）の平均審理期間（13.1月）は、平成11年の平均審理期間（23.1月）より43.3%短縮していることが分かる。

【表3】審理期間別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	176 31.5%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	139 24.9%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	165 29.5%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	68 12.2%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	11 2.0%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	— —	296 0.2%	233 0.3%

【図4】新受件数と平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟では、民事第一審訴訟事件と比べ、判決に占める対席事件の割合が高いこと（90.6%）。民事第一審訴訟（全体）では65.1%，和解の割合が高いこと（44.7%）。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では28.6%，民事第一審訴訟（過払金等以外）では35.6%）といった特徴がみられる。

【表6】は、訴訟代理人別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟のうち73.9%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、この割合は、民事第一審訴訟事件（民事第一審訴訟（全体）のうち30.4%。民事第一審訴訟（過払金等以外）に限ってもそのうち39.8%）と比べて、顕著に高くなっている。これは、知的財産権訴訟においては、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること（後掲V4.3.2参照）や特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となること（後掲V4.3.1参照）から、当事者においても、このような知的財産権訴訟の特殊性に対応した専門性が要求されることと関係するのではないかと推測されるが、この点を統計的に実証することは困難である。

【表7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、平均全期日回数が多いこと、これは、主として、平均争点整理期日回数が多いこと（6.1回）による影響が大きいこと、平均期日間隔は逆に短くなっていることが認められる。これと平均審理期間（【図1】）とを併せ考慮すると、知的財産権訴訟の平均審理期間が長期化するのは、審理に当たり、期日間隔が長いいためではなく、争点整理期日の回数を要するためであることがうかがわれる。

【表6】訴訟代理人別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
双方に訴訟代理人	413 73.9%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	95 17.0%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	24 4.3%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	27 4.8%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表5】終局区分別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	192 34.3%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	174 90.6%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	250 44.7%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	97 17.4%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	20 3.6%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表7】平均期日回数及び平均期日間隔
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
平均全期日回数	8.0	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	1.9	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	6.1	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.6	1.9	1.8

II 民事訴訟事件の概況等

【表8】は、争点整理手続の実施件数及び実施率を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟における争点整理手続の実施率は73.2%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の37.6%と比べ、約1.9倍と、顕著に高い。これは、前記した訴訟代理人の選任率が高い点と同様、知的財産権訴訟においては、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること（後掲V4.3.2参照）等と関係するのではないかと思われる。

【表9】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、本件調査期間における知的財産権訴訟の人証調べ実施率は11.8%であり、民事第一審訴訟（全体）（12.3%）よりやや低くなっているが、平均人証数は0.4人（人証調べを実施した事件の平均人証数は3.2人）と、民事第一審訴訟（全体）の平均人証数（0.3人。人証調べを実施した事件の平均人証数は2.8人）よりやや高くなっている。

**【表8】争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理	実施件数	409	58,069	32,786
	実施率	73.2%	30.2%	37.6%

**【表9】人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	11.8%	12.3%	19.5%
平均人証数	0.4	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.2	2.8	2.8

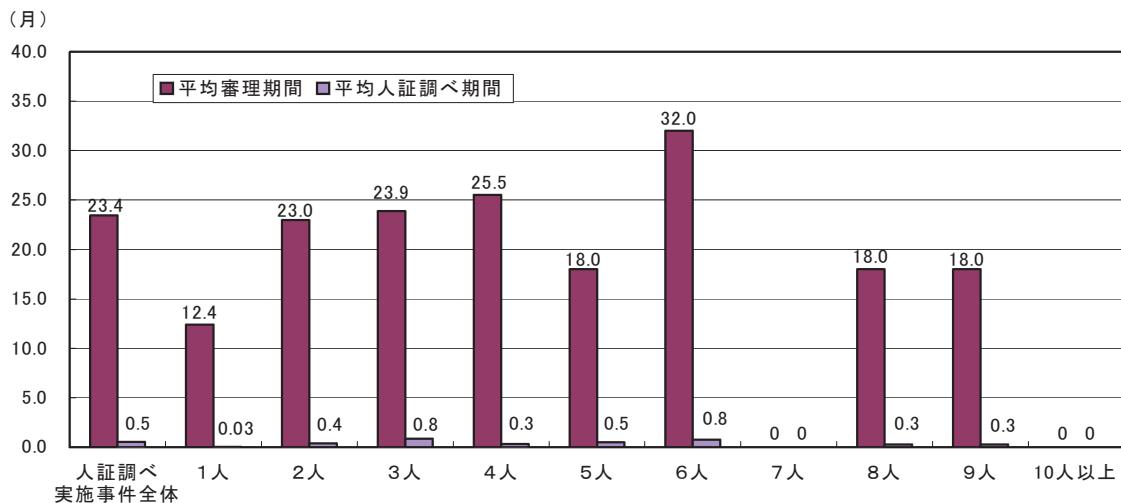
○ 人証調べに関する状況

第2回報告書（75頁以下）で指摘したとおり、知的財産権訴訟では、おおむね集中証拠調べが行われており、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響は、さほど大きなものではないと考えられるところ、以下、これに関連するデータをみていく。もっとも、第2回報告書（75頁）でも指摘したとおり、知的財産権訴訟では、人証調べを実施した事件の数は限られている（本件調査期間の既済事件のうち66件）ため、統計的な価値に限界があることには留意する必要がある。

（人証調べ期間と審理期間等との関係）

【図10】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによると、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均審理期間は23.4月であり、知的財産権訴訟全体の平均審理期間（13.1月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件の平均審理期間は18.7月である。前掲1.1.3【表27】参照）。

【図10】人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)



第2回報告書（75頁）でも指摘したとおり、知的財産権訴訟では、民事第一審訴訟事件の場合（前掲1.1.3【図29】参照）のように、人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長いという傾向を見いだすことはできないが、これは、前記のとおり、知的財産権訴訟においては、人証調べを実施した事件数が少ないため、個別の事件の特性が各統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。もっとも、いずれの人証数の事件においても、平均人証調べ期間は1ヶ月未満であり、かつ、その平均審理期間に対する割合は低いことから、第2回報告書（75頁）でも指摘したとおり、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないと考えられる。

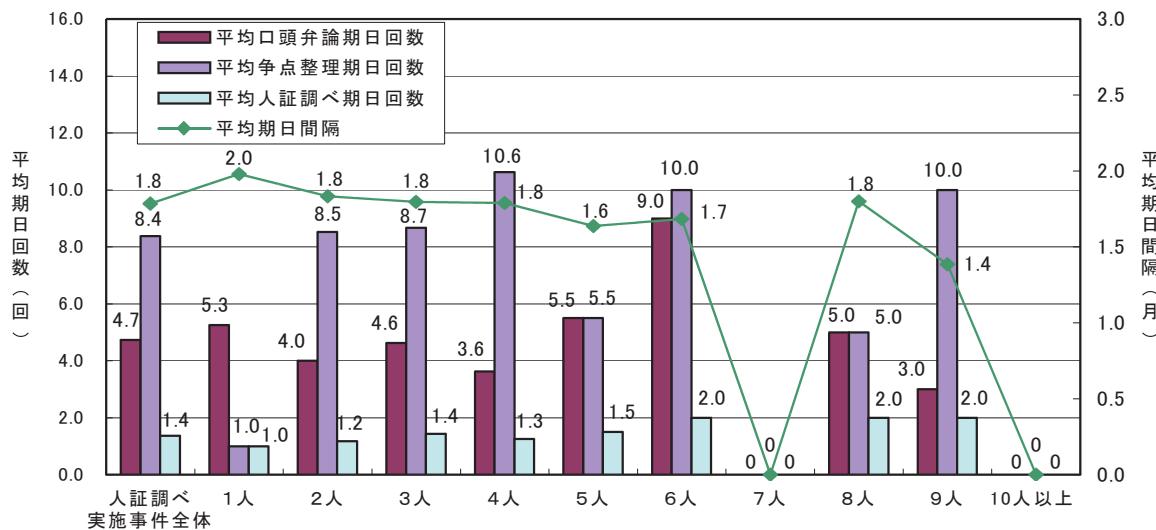
（人証調べ期日回数と審理期間等との関係）

【図11】は、人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均全期日回数は13.1回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は4.7回、平均争点整理期日回数は8.4回である。民事第一審訴訟事件の場合（前掲1.1.3【表28】参照）と比べると、知的財産権訴訟の専門性、複雑困難性等から争点整理のために多数の期日を要していることがうかがわれるというのは、第2回報告書（80頁）と同様である。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.4回であり、その平均全期日回数に対する割合は10.7%，平均口頭弁論期日回数に対する割合は29.8%となっている。

なお、【図11】によれば、人証数と平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔との間に、一定の傾向を見いだすことはできない。これは、前掲【図10】の場合と同様、人証調べを実施した事件数が少ないため、個別の事件の特性が各統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。

II 民事訴訟事件の概況等

【図11】人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(知的財産権訴訟)



(集中証拠調べの状況)

以上のとおり、知的財産権訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないといえるところ、第2回報告書同様、集中証拠調べに関連するデータについてもみておく。

【表12】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した知的財産権訴訟の66.7%（44件）が1回の期日で、97.0%（64件）が2期日以内の期日で、人証調べを終えている。

また、前掲【図11】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が2人から5人までの事件で1回以上2回未満、人証数が6人、8人及び9人の事件で2.0回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。そして、第2回調査期間の既済事件では、人証数4人の事件（2.5月）及び9人の事件（6.1月）で平均人証調べ期間が1月を超えていたが（第2回報告書75頁【図110】参照）、本件調査期間の既済事件では、前記のとおり、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数にかかわらず、1月末満となっている（前掲【図10】参照）。

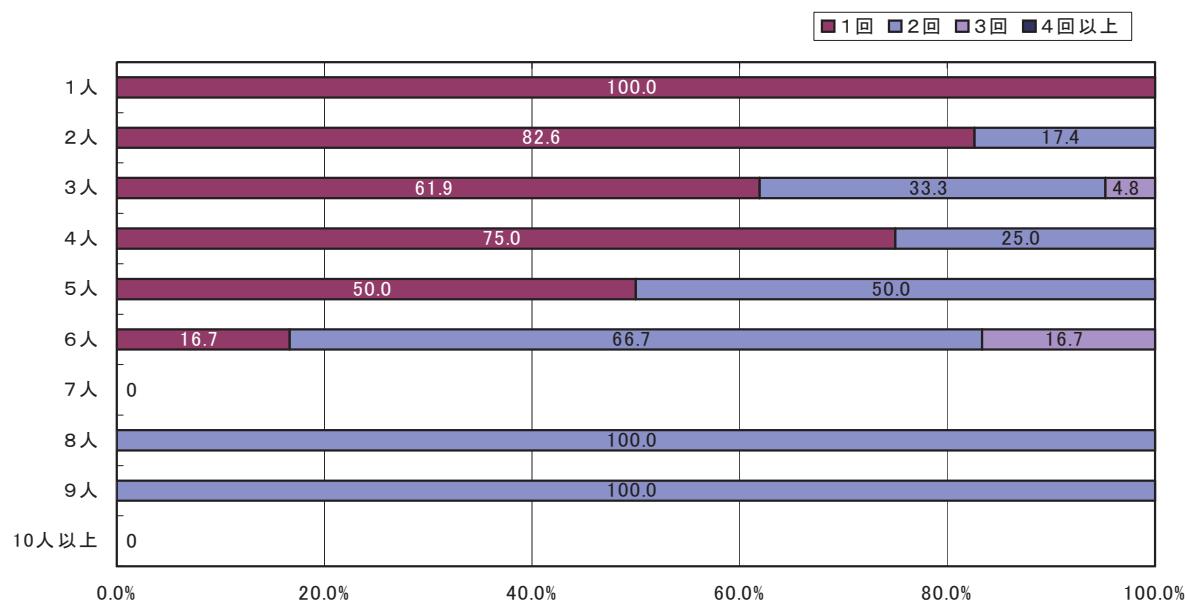
さらに、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図13】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では100%，2人の事件では82.6%，3人の事件では61.9%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が3人の事件では95.2%，6人の事件では83.4%となっているほかは、人証数にかかわらず、100%となっている。本件調査期間の既済事件では、人証調べ実施事件における平均人証数（3.2人。前掲【表9】参照）が第2回調査期間の既済事件の場合（3.0人。第2回報告書74頁【表109】参照）より増加している反面、平均人証調べ期日回数（1.4回。前掲【図11】参照）は少なく、平均人証調べ期間（0.5月。前掲【図10】参照）は短くなっていること（第2回調査期間の既済事件では、平均人証調べ期日回数は1.5回、平均人証調べ期間は1.0月。第2回報告書80

【表12】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟)

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	44	66.7%
2回	20	30.3%
3回	2	3.0%
4回以上	-	-
合計	66	100.0%

頁【図114】及び75頁【図110】参照)からすると、第2回調査期間と比べ、証拠調べの集中化が更に進んだということができよう。

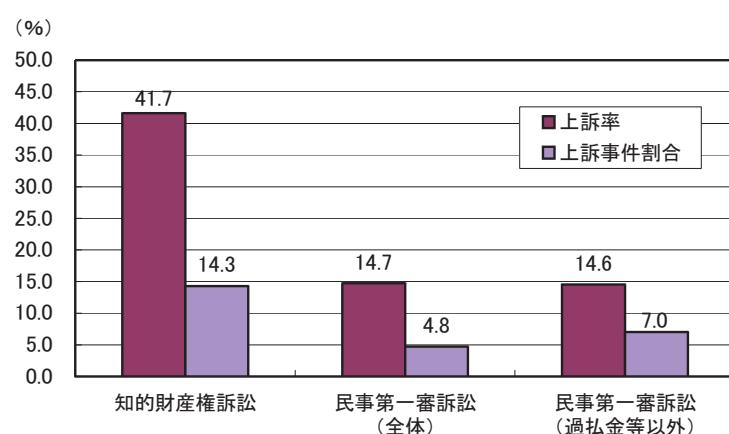
【図13】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(知的財産権訴訟)



○ 上訴に関する状況

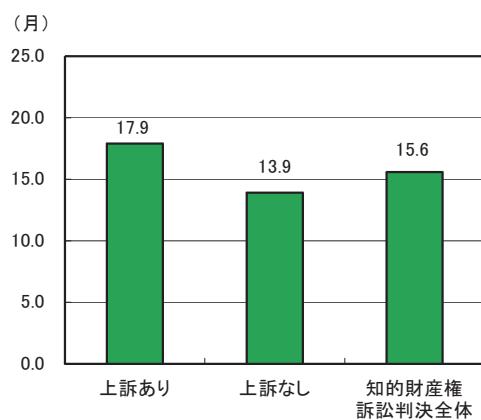
【図14】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟の上訴率は41.7%，上訴事件割合は14.3%であり、民事第一審訴訟(全体)の各数値(14.7%，4.8%)のそれぞれ約2.8倍、約3.0倍である。これは、第2回報告書(82頁)でも指摘したとおり、知的財産権訴訟においては、欠席判決や実質的に争いがない事件が民事第一審訴訟事件に比べて少なく、その分、上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図14】上訴率及び上訴事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図15】は、知的財産権訴訟のうち判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は17.9月、上訴がなかった事件のそれは13.9月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は4.0月と、民事第一審訴訟（全体）の場合（10.2月。前掲1.1.3【図40】参照）ほど大きなものではない。これは、前記同様、第2回報告書（82頁）で指摘したとおり、知的財産権訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が少ない上、技術的事項等が争点となる専門性が高い事件が多いことから、第一審においては、上訴がなかった事件においても、上訴があった事件とおおむね同様の審理がされることが多いことによるものと考えられる。

【図15】判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間（知的財産権訴訟）



1.5 労働関係訴訟の概況

本件調査期間における労働関係訴訟の平均審理期間は12.3月であり、民事第一審訴訟（全体）（6.5月）の約1.9倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）（8.1月）の約1.5倍であるが、平成11年の労働関係訴訟の平均審理期間（14.5月）より15.2%短縮しており、2年を超える事件の割合（8.5%）も、第2回調査期間（平成18年）の9.7%よりも減少している。

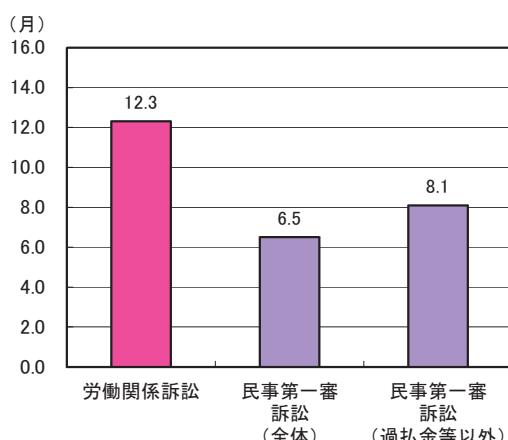
また、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決に占める対席事件の割合（89.6%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合（72.5%）が極めて高く、平均争点整理期日回数も多いほか（4.3回）、人証調べ実施率は約3.2倍、平均人証数は約4.3倍と、いずれも高い数値を示している。

労働関係訴訟の上訴率は39.3%であり、民事第一審訴訟（全体）の上訴率の約2.7倍である。また、労働関係訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は、民事第一審訴訟事件ほど大きなものではない。

○ 概況

本件調査期間における労働関係訴訟の平均審理期間は12.3月であり、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間（6.5月）の約1.9倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間（8.1月）の約1.5倍となっている（【図1】、【表2】。第2回調査期間の既済事件では12.5月。第2回報告書83頁【図120】参照）。

**【図1】 平均審理期間
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**



**【表2】 事件数及び平均審理期間
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
事件数	2,131	192,246	87,256
平均審理期間(月)	12.3	6.5	8.1

II 民事訴訟事件の概況等

また、労働関係訴訟では、審理期間が1年超2年以内の事件が31.4%と最も多く、2年を超える事件は8.5%である（【表3】）。第2回調査期間の既済事件では、審理期間が6月以内の事件が最も多く31.8%，2年を超える事件が9.7%。第2回報告書83頁【表121】参照）。

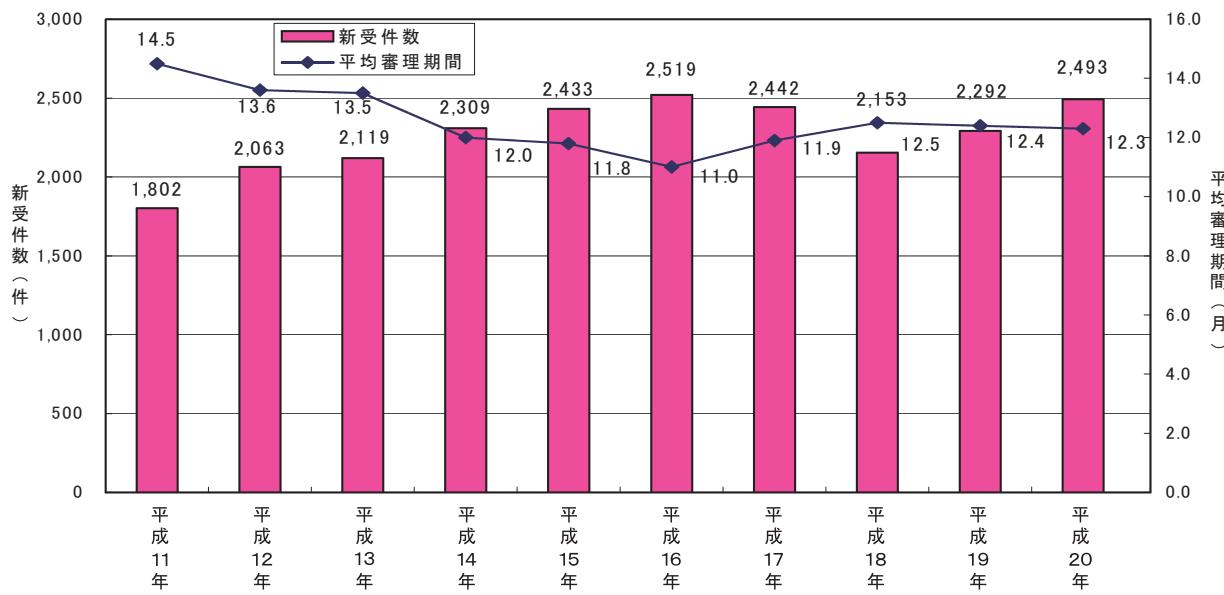
【図4】は、労働関係訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、新受件数は、過去10年間で大幅に増加しており、平成20年（本件調査期間）の新受件数（2493件）は、平成11年の新受件数（1802件）の約1.4倍にのぼり、平成19年の新受件数（2292件）と比べても201件増加している。資料編4-5【図1】のとおり、平成20年には、労働関係訴訟、労働仮処分、労働審判事件のすべてにつき、平成19年より新受件数が増加しており（労働仮処分は23件増加、労働審判事件は558件増加），これらの合計は5006件に達している。このように事件が急増したのは、昨今の経済状況等も相まって、労働紛争自体が大幅に増加しているためではないかと推測される。

一方、平均審理期間については、平成20年（本件調査期間）の平均審理期間（12.3月）は、平成11年の平均審理期間（14.5月）より15.2%短縮している。

【表3】審理期間別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	657 30.8%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	623 29.2%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	670 31.4%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	134 6.3%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	42 2.0%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	5 0.2%	296 0.2%	233 0.3%

【図4】新受件数と平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟では、民事第一審訴訟事件と比べ、判決に占める対席事件の割合が高いこと（89.6%）。民事第一審訴訟（全体）では65.1%）、和解の割合が高いこと（53.5%）。民事第一審訴訟（過払金等以外）では35.6%）といった特徴がみられる。

【表6】は、訴訟代理人別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟のうち72.5%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、この割合は、民事第一審訴訟事件（民事第一審訴訟（全体）のうち30.4%、民事第一審訴訟（過払金等以外）に限ってもそのうち39.8%）と比べて、顕著に高くなっている。これは、労働関係訴訟において争点に関し的確な主張をするためには法令、判例、通達等に関する専門的知識が必要とされること（後掲V5.3.1(1)は、これを、裁判所の観点から構成したものである。）や、当事者の対立が激しいこと（後掲V5.3.4参照）と関係するのではないかと推測されるが、この点を統計的に実証することは困難である。

【表7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、平均全期日回数が多いこと、これは、平均口頭弁論期日回数が多いことにもよるが、むしろ、平均争点整理期日回数が多いことによる影響が大きいこと、平均期日間隔は逆に短くなっていることが認められる。これと平均審理期間（前掲【図1】参照）とを併せ考慮すると、労働関係訴訟の平均審理期間が長期化するのは、審理に当たり、期日間隔が長いためではなく、期日回数を要するためであることがうかがわれる。

【表6】訴訟代理人別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,544 72.5%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	234 11.0%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	208 9.8%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	145 6.8%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表5】終局区分別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	713 33.5%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	639 89.6%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	1,140 53.5%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	208 9.8%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	70 3.3%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表7】平均期日回数及び平均期日間隔
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均全期日回数	7.3	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	3.0	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	4.3	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.7	1.9	1.8

II 民事訴訟事件の概況等

労働関係訴訟における争点整理手続の実施率は69.2%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の37.6%と比べ、顕著に高い（【表8】）。これは、労働関係訴訟においては、長期間にわたる多数の具体的な事実が主張されること（後掲V5.3.1(2)参照）や当事者間の対立が激しいこと（後掲V5.3.4参照）と関係しているものと思われる。

人証調べについてみると、【表9】によれば、本件調査期間における労働関係訴訟の人証調べ実施率は39.3%であり、民事第一審訴訟（全体）（12.3%）の約3.2倍である。また、平均人証数は1.3人（第2回調査期間の既済事件でも同じ。第2回報告書85頁【表123】参照）であり、民事第一審訴訟（全体）の平均人証数（0.3人）の約4.3倍となっている。人証調べを実施した事件の平均人証数は3.4人であり、民事第一審訴訟（全体）（2.8人）より多くなっている。労働関係訴訟において平均人証数が多くなっているのは、人証調べ実施率が高いことに加え、1件当たりの人証数が多いことによるものと考えられる。これは、後記V5.3労働関係訴訟の長期化要因においても詳しく分析するとおり（具体的には、後記V5.3.1及び同5.3.3参照）、労働関係訴訟では、使用者による解雇が権利の濫用に当たるか否かなどといった規範的要件該当性の有無が問題となり、数多くの間接事実が主張されることが多いこと、立証方法としても人証によることが多いことに起因するのではないかと考えられる。

**【表8】争点整理手続の実施件数及び実施率
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争点整理手続	実施件数	1,474	58,069	32,786
	実施率	69.2%	30.2%	37.6%

**【表9】人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	39.3%	12.3%	19.5%
平均人証数	1.3	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.4	2.8	2.8

○ 人証調べに関する状況

第2回報告書（90頁）で指摘したとおり、労働関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件と同様、集中証拠調べが相当程度浸透しており、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響は、さほど大きなものではないと考えられるところ、以下、これに関連するデータをみていく。

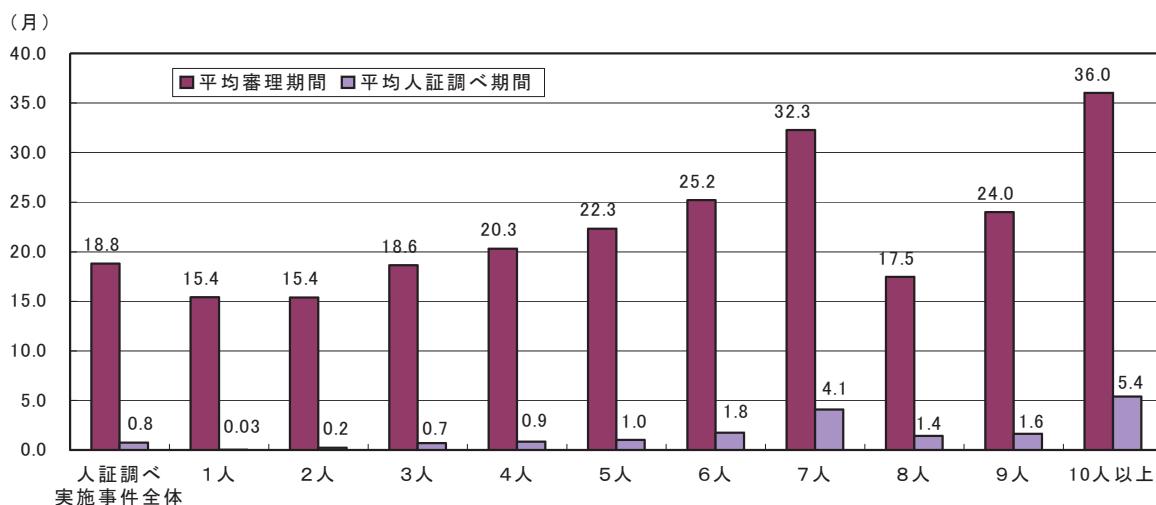
（人証調べ期間と審理期間等との関係）

【図10】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによれば、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均審理期間は18.8月であり、労働関係訴訟全体の平均審理期間（12.3月）より長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は18.7月である。前掲1.1.3【表27】参照）。また、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均人証調べ期間は0.8月であり、平均審理期間に対する割合は4.3%であって、いずれも、民事第一審訴訟（全体）における数値（平均人証調べ期間は0.7月、この期間の平均審理期間に対する割合は3.6%）より高くなっている。さらに、労働関係訴訟では、全体的にみると、事件数の少ない人証数8人以上の事件^{*1}を除けば、人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれも長くなるという傾向がみられる。もっとも、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さいことは、第2回調査期間時と同様で

*1 人証数8人の事件数は11件、9人の事件数は2件、10人以上の事件数は18件であった。

ある（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は6.9月増加しているが、平均人証調べ期間は0.97月しか増加していない。）。

【図10】人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟事件)



(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

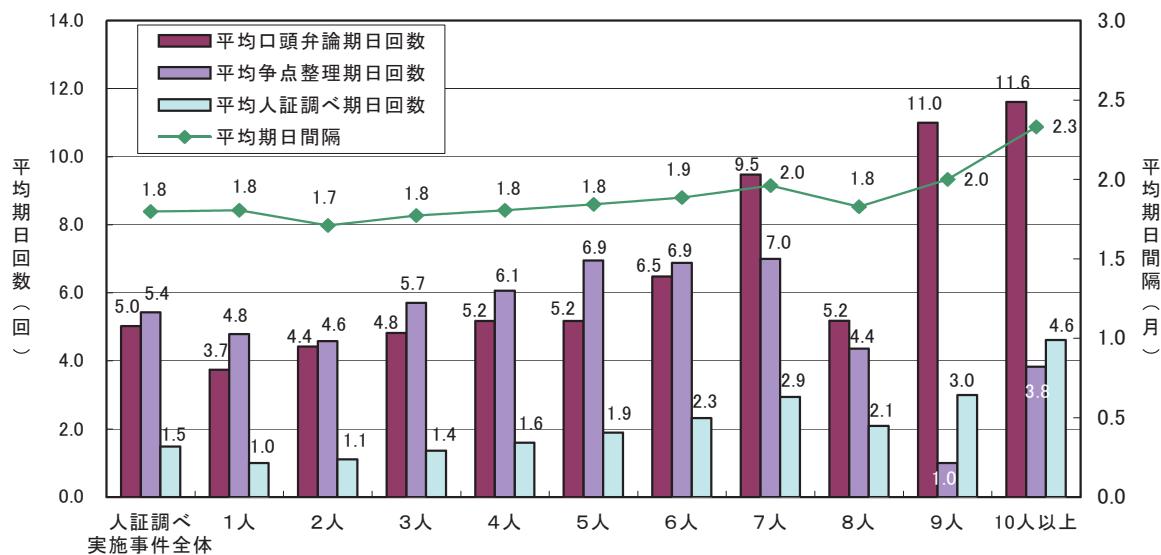
【図11】は、人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均全期日回数は10.4回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は5.0回、平均争点整理期日回数は5.4回である。また、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.5回であり、その平均全期日回数に対する割合は14.4%，平均口頭弁論期日回数に対する割合は30.0%となっている。いずれも、民事第一審訴訟（全体）の場合（前掲1.1.3【図30】参照）と大きな違いはない。

また、【図11】によれば、全体的にみれば、人証数の多い事件ほど、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するという傾向が一応みられるが、その中では、平均口頭弁論期日回数や平均争点整理期日回数の増加幅が大きい（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均人証調べ期日回数は0.9回増加しているのに対し、平均口頭弁論期日回数は1.5回、平均争点整理期日回数は2.1回増加している。）。他方、平均期日間隔には大きな変化がみられない。

第2回報告書（89頁）では、労働関係訴訟においては、全体的にみると、人証数の多い事件ほど、平均審理期間が長くなるという傾向がみられること、その要因としては、人証調べ期日回数の増加よりも、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられることを指摘したが、本件調査期間における調査結果からも、同様の指摘をすることができる。

II 民事訴訟事件の概況等

【図11】人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(労働関係訴訟)



(集中証拠調べの状況)

以上のとおり、労働関係訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないといえるところ、第2回報告書同様、集中証拠調べに関するデータについてもみておく。

【表12】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した労働関係訴訟の67.9%（568件）が1回の期日で、91.2%（763件）が2期日以内の期日で、人証調べを終えている。

また、前掲【図11】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が1人から5人までの事件で1回以上2回未満、人証数が6人から8人までの事件で2

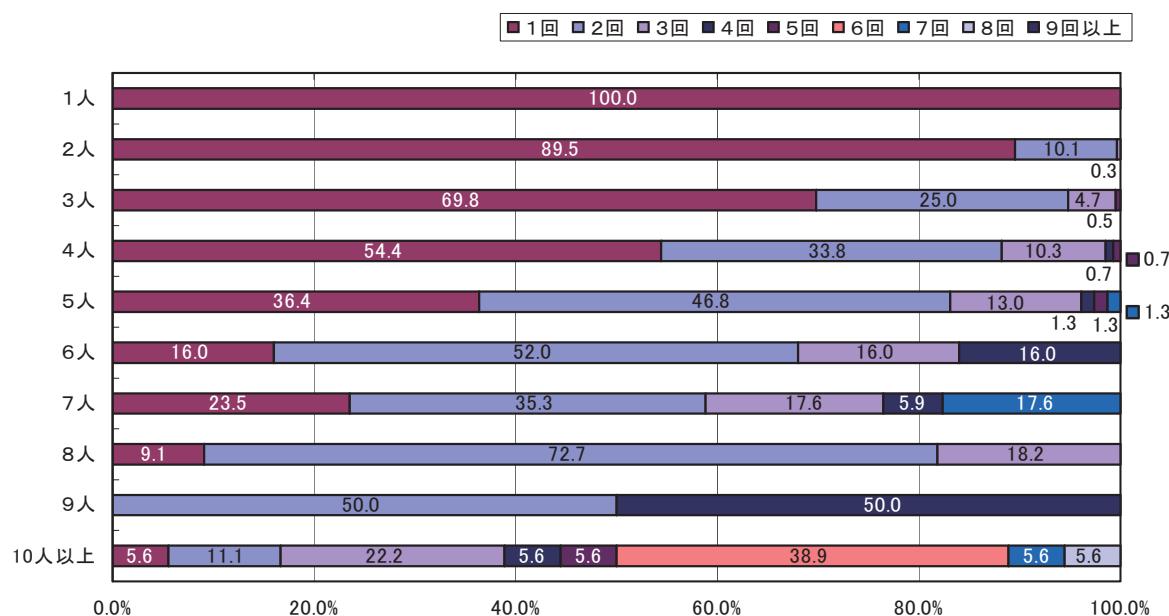
回以上3回未満、人証数が9人の事件で3.0回、人証数が10人以上の事件で4.6回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。そして、前掲【図10】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数が1人から5人までの事件では1月以内、人証数が6人、8人及び9人の事件では2月以内、人証数が7人及び10人以上の事件では6月以内となっている。

さらに、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図13】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では100%，2人の事件では89.5%，3人の事件では69.8%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が3人の事件では94.8%，4人の事件では88.2%，5人の事件では83.2%，6人の事件では68.0%となっている。労働関係訴訟においては、その性質上、立証は人証によることが多いが（第1回報告書117頁及び後掲V5.3.3参照）、人証数が多くなっても、1回又は2回の期日で終了した事件が相当程度存することは、第2回報告書（91頁）と同様である。

【表12】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(労働関係訴訟)

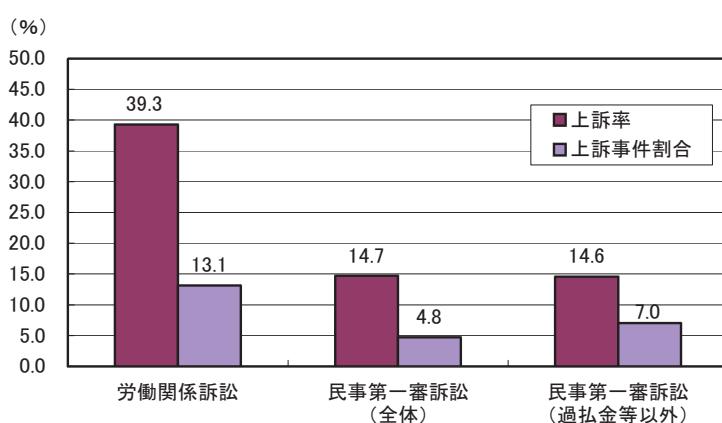
人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	568	67.9%
2回	195	23.3%
3回	48	5.7%
4回	9	1.1%
5回	4	0.5%
6回	7	0.8%
7回	5	0.6%
8回	1	0.1%
9回以上	—	—
合計	837	100.0%

【図13】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(労働関係訴訟)



○ 上訴に関する状況

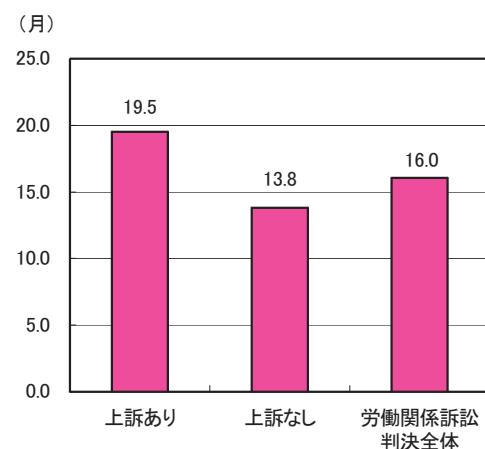
【図14】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟の上訴率は39.3%，上訴事件割合は13.1%であり、民事第一審訴訟（全体）の各数値（14.7%，4.8%）のいずれも約2.7倍である。これは、労働関係訴訟においては、欠席判決や実質的に争いがない事件が少なく、当事者間の対立が激しいため（後記V5.3.4参照），上訴が申し立てられる事件の割合が高くなっていることによるものと考えられる。

【図14】上訴率及び上訴事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

II 民事訴訟事件の概況等

【図15】は、労働関係訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は19.5月、上訴がなかった事件のそれは13.8月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は5.7月と、民事第一審訴訟（全体）の場合（10.2月。前掲1.1.3【図40】参照）ほど大きなものではない。これは、第2回報告書（92頁）で指摘したとおり、労働関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が多くなく、上訴がなかった事件の中にも審理に一定程度の時間を要した事件が相当数含まれていることによるものと考えられる。

【図15】 判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間
(労働関係訴訟)



2 ヒアリング調査の結果

2. 1 弁護士ヒアリング調査の結果

2. 1. 1 はじめに

第2回報告書では、民事訴訟事件の審理期間が長期化する要因として、争点整理期間の長期化の影響が大きいことを指摘した上で、「争点整理の期間に影響する要因を検討する上では、訴訟代理人が、訴え提起前あるいは争点整理の期日間に、依頼者とどのような打合せを行っているか、証拠の収集のためにどのような活動をしているか、効率的な準備をする上でどのようなあい路があるのかなどといった点について、その実態を把握することが不可欠である。(中略) 今後、より的確で多角的な検証を行うためには、弁護士側からも、依頼者との関係、訴え提起前あるいは争点整理の期間の準備等の実情や問題点についてヒアリング調査を行うことが課題であると考えられる」(同報告書9頁)との方向性を示していたところである。

このような方向性に沿う形で、最高裁判所では、日本弁護士連合会の協力を得て、平成20年1月から10月にかけて、全国各地の弁護士から、主として訴え提起前及び争点整理期間における活動について、その実情を聴取する機会を設けた。

その実施概要は次のとおりである。すなわち、8つある高等裁判所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）の各管内から、それぞれ1か所ずつ地方裁判所を選定し^{*1}、その所在地に対応する弁護士会に所属する弁護士のうち、本庁所在地で活動する弁護士（5名又は6名）と支部所在地で活動する弁護士（3名から7名）を対象として、前者に対するものと後者に対するもので機会を分けて実施することとした^{*2}。また、各弁護士ヒアリングに先立ち、最高裁判所からはあらかじめ「弁護士ヒアリングにおける視点」

（資料編3-1）を示す一方、多くの参加弁護士には、審理に時間を要した民事訴訟事件の実例を挙げた書面を事前に提出するという労を取っていただいた。弁護士ヒアリングの場においては、日本弁護士連合会にその地域で活動する弁護士を司会者として推薦してもらい、その司会進行の下、参加弁護士が、上記実例として挙げた事件で審理に時間を要した事情等について紹介し、これに対して司会者が適宜質問等をし、当該弁護士がこれに答えるほか、他の弁護士から類似の実例紹介を受けるなどして、議論が進められた。なお、各弁護士ヒアリングには、日本弁護士連合会担当者及び最高裁判所担当者が参加したほか、一部の弁護士ヒアリングには、検証検討会委員も参加しており、これらの者からも適宜質問をするという方法を探った。1回のヒアリングの実施時間は、おおむね3時間程度であった。

なお、具体的な実例の紹介を通じて弁護士ヒアリングを行ったのは、抽象的に長期化要因を聴取するにとどまれば、各参加弁護士の発言は類似して平板なものとなってしまうおそれがあるが、弁護士が経験した具体的な実例を通じて聴取すれば、その実例の個性に応じて長期化した事情がより鮮明に浮き彫りとなり、聴取する内容に多様性と深みが得られるものと考えたためである（この方法を採用するに当たり、検証検討会

*1 地方裁判所の選定に当たっては、各地方裁判所が管轄する地域の人口、弁護士数、地域性等になるべく偏りが生じないように配慮した。

*2 本庁所在地で活動する弁護士と支部所在地で活動する弁護士とで機会を分けたのは、これを合同で実施すると1回の参加人数が多くなり、活発な議論を阻害するおそれがあると考えたこと、平成18年3月から9月にかけて実施した裁判官ヒアリングにおいても、本庁勤務の裁判官と支部勤務の裁判官とで機会を分けたことに照らし、弁護士ヒアリングにおいても同様に分けることで裁判官ヒアリングとの対比ができる、有意義であると考えたこと等の理由による。

II 民事訴訟事件の概況等

委員からもその旨の示唆を受けた。)。

このように実施した各弁護士ヒアリングの結果の概要を一括して取りまとめたものが、資料編3-2である。もとより、上記のとおり、弁護士ヒアリングは多くの場合具体的な実例に沿って行われたので、実際のヒアリングの場では、その実例の概要、依頼者とのやり取り、訴訟の進行等個別具体的な内容に触れることとなったが、このような内容を本報告書に掲載して公表すると、事件関係者のプライバシー等を阻害したり、その事件の訴訟進行に無用な影響を及ぼすおそれがある^{*3}ため、資料編3-2では、そのヒアリングの内容を、弁護士ヒアリングの結果を掲載する目的にかなう範囲内でできるだけ抽象化して記述することに心掛けた。また、すべての参加弁護士のすべての発言を掲載することは不可能であるので、資料編3-2に発言内容として挙げるに当たっては、各弁護士ヒアリングでの発言内容を通覧した結果、複数の弁護士の共通した発言内容であるといえることを主たる基準とした上で、例外的に、一人あるいはごく一部の弁護士からの発言であっても、民事訴訟の長期化要因を浮き彫りにする特徴的な内容であると思われる場合には、これも掲載するの方針で臨んだ。

以下では、V章の長期化要因の分析、検討に資するものとして、弁護士ヒアリングの結果概要の取りまとめのうち、主なものについて取り上げて紹介する。この点、以上のようなヒアリングの実施方法や取りまとめ方からも明らかなるとおり、その聴取内容が我が国で民事訴訟を担当する弁護士全体の声を拾った網羅的なものとまではいえないし、その取りまとめにしても、基本的に最大公約数的なものにとどまっているところであり、その意味では一定の制約の下での取りまとめにすぎないことは事実である。ただ、この取りまとめ結果も、第1回及び第2回各報告書の内容、その背景として活用した裁判官ヒアリングをはじめとする実務感覚、各種統計データ等、これまで得てきた情報と対比しても違和感がない内容となっているものと思われ(検証検討会委員からも、その旨の指摘を得ているところである。),これを成果物として取り上げて、民事訴訟における長期化要因の分析、検討に活用することには、合理性があるものと考えられる。

なお、上記の弁護士ヒアリング以外に、補充的に、東京及び大阪においても各1回ずつ弁護士に対するヒアリングを実施した。これらの地域にはいわゆる大企業を含めた多種多様な経済取引を行う企業が多く存在し、そこで活動する弁護士も、これらの企業を依頼者として民事訴訟活動を行う機会が比較的多いものと考えられるが、そこでの訴訟活動には、上記各地での弁護士ヒアリングで聴取した内容とはやや趣を異にする実情もあるものと想定されるところである。そこで、東京及び大阪において、企業等を依頼者とすることの多い弁護士に対してヒアリングを実施した次第である(これらの弁護士をこう間「企業法務弁護士」と呼称する場合もあることを踏まえ、以下、説明の便宜上、このヒアリングを「企業法務弁護士ヒアリング」という。)。

その実施概要は次のとおりである。すなわち、東京で実施したヒアリングでは、東京の3弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)に所属する合計6名の弁護士を、また、大阪で実施したヒアリングでは大阪弁護士会に所属する6名の弁護士を、それぞれ対象としてヒアリングを実施した。最高裁判所からはあらかじめ「企業法務を担当する弁護士の活動の実情等をうかがう際の視点」(資料編3-3)を示す一方、参加弁護士からも、原則としてこれに対応する形で、事前にその実情について取りまとめた文書を提出する労を取っていただいた。ヒアリングの場においては、参加弁護士において、事前に提出した上記文書を踏まえつつ、基本的にはそこで触れられていない実情を紹介していただいた。その他の実施状況は、弁護士ヒアリングに関する上記の方法とほぼ同様である。

この企業法務弁護士ヒアリングの結果を取りまとめたものが、資料編3-4である。取りまとめに当たって考慮した事情についても、弁護士ヒアリングのそれと同様である。

以下の記述では、上記のとおり飽くまで全国各地で行った弁護士ヒアリングの結果の主たる内容を取りま

*3 紹介された実例の中には、現に訴訟係属中のものも含まれていた。

とめることとするが、関連する事項として企業法務弁護士ヒアリングで聴取した内容にも、適宜補足的に触れてみたい。

2. 1. 2 弁護士ヒアリング調査の結果概要

○ 「主張及び争点の整理」について

(依頼者との関係)

主張及び争点の整理に関して、まず依頼者との関係では、弁護士が、1回の打合せで依頼者から必要な事項をすべて聞き出すのは困難であるとの指摘が多く聞かれた。また、依頼者の説明が変遷する場合や依頼者の意向の把握が困難な場合があるとの指摘もあった。これは、主張及び争点の整理という局面において、弁護士が依頼者から十分に事情を聴取できない場合があることの実情を明らかにするものということができよう。

また、依頼者本人が資料を収集することは困難であるとの指摘があったほか、依頼者の資料の保管が不十分な場合がある、依頼者が資料の重要性に気付いておらず、弁護士にも資料の存在を伝えない場合がある、依頼者が資料提出の期限を守らない場合がある、弁護士の指示が依頼者に正確に伝わっていない場合があるといった指摘もあった。また、依頼者の資力上の都合で十分な調査ができない場合があるとの指摘もあった。弁護士が依頼者の主張を整理して構成する上では、依頼者が収集した資料を検討する必要があるが、上記各指摘は、依頼者の資料収集が不十分な場合があることを示すものといえる。この点、企業法務弁護士ヒアリングにおいては、依頼者企業には弁護士との相談窓口となる法務部署が存在する場合が多く、そのような部署が、事実関係の整理や資料収集を行ったり、企業内部の調整役となったりしているとの指摘があった。もっとも、企業内で意見が一致せず、資料収集が効率的に進まない場合もあるとの指摘もあった。

訴えの提起に関しては、依頼者から相談を受けた時点で時効が切迫している場合や差止めの必要性が高い場合があるとの指摘があったほか、依頼者から直ちに訴えを提起するよう強く要望される場合があるとの指摘もあった。これは、弁護士が準備不十分のまま訴えを提起することがあることを明らかにするものといえよう。他方、被告側の場合、依頼者が弁護士に相談する時期が遅い場合があるとの指摘があったほか、原告の主張が不明確な場合には、何について反論してよいか分からず、原告の主張が明確になるまで反論の準備ができないとの指摘もあった。このように、被告側の代理人の場合には、特に訴状に対する反論の準備をする時間がないという事情がうかがわれたところである。

訴訟係属中の事情としては、訴え提起後の調査により事実が判明する場合があるとの指摘や、相手方の主張によって事実が判明する場合があるとの指摘があった。

なお、弁護士が依頼者の意向に反して主張を絞り込むのは困難であるとの指摘が多く聞かれたほか、主張しなかつたがために不利な判決を受けるおそれを懸念するとの指摘もあったが、これは、弁護士としては、依頼者の主張のうち本来重要ではない事項であっても、訴訟で主張せざるを得ない場合があることを明らかにするものといえよう。

(事実の調査等)

事実の調査等に関しては、多数いる相続人の現住所や散在する相続財産の調査に時間を要するとの指摘や、依頼者から聴取した地番が不正確で、登記簿謄本の取り寄せにすら時間を要する場合があるとの指摘があった。また、専門的知見を要する事項の調査につき、交通事故の事故状況や後遺障害が争点になると、専門家との相談や意見書の作成に時間を要するとの指摘があり、交通事故の後遺障害に関する協力医は少ないとの指摘もあった。医事関係訴訟では、医学的知識が乏しいと、基本的な用語の理解や確認にも時間を要するとの指摘や、被告（病院）側でも、医師による書面の確認が遅れたり、医師との打合せ時間の確保が困難にな

ったりするばかりか、弁護士が医師から聴取した事項を正確に理解し、文献等を調査しながら書面を作成するのに時間を要するとの指摘もあった。これは、事実の調査の中でも、とりわけ専門的知見を要する事項の調査等には時間要する場合があることを明らかにするものといえよう。

(相手方との関係)

相手方との関係では、こちらが不要と思う点であっても、相手方が主張する以上は反論せざるを得ないと指摘や、相手方の主張が争点とは無関係であっても、依頼者から反論するよう要望されると反論せざるを得ないと指摘があった。これは、相手方が争点と無関係な主張をするために、争点の整理に時間を要する場合があるという実情を明らかにするものといえよう。また、相手方の主張が整理されていないと、何について反論すればよいのかわからないとの指摘や、相手方が証明しないまま争点整理を重ねる場合があるとの指摘があった。このように、相手方の主張が不明確なために主張を決められない場合があるという実情もうかがわれたところである。

そして、訴え提起前の交渉では、相手方の反応を見ることや和解の可否に主眼がある、こちらの手持ち資料を相手方に見せることのリスクを考慮するといった指摘があったほか、訴え提起前における証拠収集等の手続は利用しにくい、相手方が全面的に否認する事件では、訴え提起前の交渉に時間を費やすよりも、訴えを提起した方が解決が早いといった指摘があった。このように、弁護士が訴え提起前に相手方との間で争点整理や証拠開示を行うことは少ないようである。この点、企業法務弁護士ヒアリングにおいても、訴え提起前の交渉は、話し合いによる解決を目的としており、争点整理や証拠開示を目的とはしていないとの指摘があり、相手方が信用できなければ訴訟前に争点整理や証拠開示を行うことは難しい、訴訟で取り上げられることを懸念するため、手持ちの証拠をすべて開示することはできないといった指摘があった。

(争点整理における裁判官の役割)

争点整理における裁判官の役割に関しては、相続関係訴訟や横領による損害賠償請求訴訟、人事訴訟等において、裁判官が争点と無関係な主張を制限しない場合があるとの指摘があった。また、裁判官が証拠を出さない相手方の主張を打ち切らない場合がある、準備書面の交換以外に関与しない場合がある、当事者の不明確な主張を明確化する対応をとらない場合があるといった指摘もあった。これは、裁判官が争点整理手続を積極的に進行しないため、争点整理に時間を要する場合があるという実情を明らかにするものといえよう。

そして、争点整理においては、裁判官の心証を把握して事件に対する認識を共有したいとの指摘が多く聞かれ、裁判官の心証が開示されると依頼者を説得しやすい、議論が整理されるとの指摘も多く聞かれた。また、当事者同士で争点整理案を作成することは困難であるとの指摘も多く聞かれた。このように、裁判官には心証を開示しながら争点を整理してもらいたいとの意見が多数であったが、他方で、裁判官が心証を開示すると、準備が不十分な弁護士を助けている印象がある、主張すべきことを主張せずに終わってしまう不安があるといった指摘もあった。この点、企業法務弁護士ヒアリングにおいても、裁判官の心証がわからないと、考えられる主張や細かな主張でもすべて準備書面に記載するため、争点が無用に拡散するなどといった指摘があり、裁判官には心証を示すなどしながら積極的に争点を整理してもらいたいとの意見が多数であったが、他方で、裁判官が心証を開示すると、反論の余地がないかのように決めつけられている印象を受けることがあるとの指摘もあった。

○ 「期日間隔」について

弁護士は、期日間に、争点整理手続期日でのやり取りや相手方の主張を依頼者に伝達し、依頼者と打合せを行い、打合せ結果をもとに書面を作成して、依頼者に確認を求めるなどの準備をしており、このような準備のため、最低でも1か月の期日間隔が必要であるとの指摘が大勢を占めた。なお、最近は、依頼者から書面の修正等を求められることが増え、書き直しや確認にも時間を要することがあるとの指摘も多く聞かれた。また、当事者が多数の場合には期日指定が困難となるとの指摘や、相手方多数でそれぞれの主張が多岐にわ

たる事案では、反論のための準備に時間要し、期日間隔が長くなるとの指摘、会社の決裁や事実確認が必要な場合には1か月以上の間隔が必要との指摘もあり、当事者が多数の場合等には期日間隔が長くなることがうかがわれたところである。

他方、企業法務弁護士ヒアリングにおいては、依頼者企業内のりん議が必要な場合を含め、1か月の期日間隔があれば準備は間に合うとの指摘が多く聞かれた。また、人証調べには複数の弁護士が立ち会うため、依頼者企業との打合せ日を確保するのが困難となる場合がある、依頼者企業内の意思決定や資料収集が遅れる場合がある、複雑な事件や専門的知見を要する事件では、準備のため長い期日間隔が必要となる、当事者が多数の事件では、期日の日程調整が困難となるといった指摘もあった。

○ 「証拠の収集」について

証拠の収集に関しては、合意を証する書面が存在しない場合や境界確定訴訟における土地の現況を正確に記載した書面が存在しない場合、数年前の労災事故の状況に関する証拠が存在しない場合、交通事故に係る事故車両が存在しない場合等に困難が生ずることが指摘された。また、建築関係訴訟については、慣行により工事完成前には契約書に押印されない場合があるとの指摘や、建築業者のリスク意識が希薄なため、書類がすぐに廃棄される場合があるといった指摘もあった。このように、客観的証拠が存在しないため、立証に時間を要する場合があるという実情がうかがわれたところである。

また、証拠が存在する場合であっても、相手方の保有する取引履歴等に関する資料につき、文書提出命令を申し立てなければ開示を得られない場合があるとの指摘が多く聞かれた。また、労働関係訴訟における賃金に関する資料や遺産分割事件における被相続人の預金に関する資料につき、相手方が直ちに資料を提出しない場合があるとの指摘もあった。これらは、相手方が保有する資料の開示・提出を巡るやり取りに時間を要する場合があるという実情を明らかにするものといえよう。また、資料を第三者が保有している場合について、金融機関によっては、個人情報の保護を理由として、弁護士法23条の2に基づく照会に応じない場合がある、労働災害に係る調査報告書の開示が拒絶される場合がある、保健福祉の相談業務に係る受付簿や相談書類の開示が拒絶される場合がある、解剖結果、実況見分調書、物件事故報告書等、捜査機関の保有する捜査記録の開示が拒絶される場合がある、刑事訴訟記録の開示が拒絶される場合があるといった指摘もあった。さらに、金融機関の取引記録等につき、調査嘱託や文書送付嘱託に対する回答に時間を要するとの指摘もあった。

○ 「証拠調べ」について

鑑定につき、鑑定の必要性、鑑定事項の決定、鑑定人の選任、鑑定書の提出といった各段階でそれぞれ時間を要する場合があるとの指摘があった。また、建築関係訴訟に関し、鑑定結果が鑑定事項に対応していないため、補充鑑定が命じられる場合、医事関係訴訟等に関し、複数の事項に関する鑑定が必要となる場合が、それぞれ指摘された。このように、鑑定に時間を要するという実情がうかがわれた。

○ 「和解」について

和解については、弁護士と依頼者との間で、あるいは弁護士と裁判官との間で、和解の見込み等についての認識が食い違う場合があるとの指摘があった。そして、和解の成否は当事者の感情にも左右されるとの指摘もあった。これらは、関係者間で和解の見込み等に関する認識が食い違うことにより、審理が長期化する場合があることを明らかにするものといえよう。他方、企業法務弁護士ヒアリングにおいては、企業間紛争は、合理的根拠があれば和解で解決しやすい類型の紛争なので、裁判官には、和解に向けた調整を積極的に行ってもらいたいとの指摘や、合理的な紛争解決であることを対外的に説明するためにも、裁判官には、心証を開示してもらいたいとの指摘があった。このような指摘は、企業法務において、裁判官の心証開示があ

れば、企業は和解に応じる場合があることを示すものといえよう。

○ 「弁護士及び裁判所の執務態勢」について

弁護士の執務態勢について、弁護士は、手持ち事件が多い、刑事事件や弁護士会の会務等でも多忙であるなどの指摘があった。また、集中証拠調べに関し、他の業務への圧迫、証人との打合せや陳述書の作成等の準備に手間がかかるため、負担が大きく、弁護士の業務に与える影響が大きいとの意見が地方部では多く聞かれたが、他方で、一気に証拠調べを実施した方が準備に要する期間も短くなるので負担ではないとの指摘もあった。

裁判所の執務態勢については、集中証拠調べを行うためのまとまった時間を確保するため、期日が数か月先に指定される場合があるとの指摘があったほか、支部においては、開廷日が限られている、法廷や準備手続室が不足しているといった指摘もあった。また、兼務や他の支部へのてん補のある裁判官は多忙であるとの指摘が多く聞かれ、さらに、裁判官が多忙のため、争点整理期日における関与が不十分であったり、判決言渡しまでに時間を要したりする場合がある、支部においては証拠保全の期日が相当先に指定される場合があるといった指摘もあった。

裁判所の執務態勢に関する指摘も聞かれた。すなわち、裁判官の交替により、尋問における証人の印象が遮断される、交替した裁判官の見方に応じて主張を修正せざるを得ないと指摘があり、裁判官の交替により、訴訟の進行に影響が出る場合もあることがうかがわれた。

同じく裁判所の執務態勢に関する指摘も聞かれた。すなわち、合議体による審理については、複雑困難な事件であっても合議体で審理されることが少ないので、代理人から合議体による審理を希望する旨の上申をすることはばかられるといった指摘があり、合議体による審理が少ないという実情がうかがわれた。

さらに、裁判官の執務に対する意見として、境界確定訴訟等に関し、紛争の現地を見れば争点を把握しやすいので、裁判官には現地を見てもらいたいとの指摘が多く聞かれた。

○ 「裁判に対する見方」について

裁判に対する見方については、迅速な解決よりも真相解明を求める依頼者が多い、依頼者が納得することが重要であるといった指摘があった。もとより、依頼者は早期解決を望んでいるとの指摘や、勝訴の見込みを有する依頼者等は迅速な解決を望む傾向があるといった指摘もあったが、大勢としては、依頼者から紛争を早く解決してほしいとの声は余り聞かれないとのことであった。この点、企業法務弁護士ヒアリングにおいても、ビジネス上迅速な解決が要請される場合があるとの指摘があるなど、訴訟で迅速に解決すべき事案もあるが、裁判官には、当事者の主張をしっかりと聞き、証拠をしっかり見た上で判断してもらいたいとの指摘や、複雑な事案や冷静に振り返って判断すべき事案では、じっくり時間をかけて審理してもらいたいとの指摘も多く聞かれた。

2. 2 裁判官ヒアリング調査の結果

2. 2. 1 はじめに

第2回報告書では、民事訴訟事件を担当する裁判官から審理の実情等に関するヒアリングを行った結果に基づいて、審理が長期化する事件類型を挙げ、各類型ごとに長期化要因と考えられるものを列挙した。民事

訴訟事件の長期化要因をより多角的に検討するために、前記2.1で紹介したとおり、第2回報告書公表後、弁護士ヒアリング及び企業法務弁護士ヒアリングを実施したが、これらの結果を踏まえつつ、民事裁判の運用主体である裁判官からのヒアリング結果を改めて吟味し、バランスのとれた長期化要因の分析を行うことが重要であることは、言うまでもない。そこで、裁判官ヒアリングの結果を本報告書において改めて取りまとめることがあるが、取りまとめるに当たっては、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因（後記V1）に沿うことを主たる目的として、ヒアリングにおける裁判官からの指摘を、事件類型の枠から離れて一括的に記載することとした。そのような形で取りまとめたものが、資料編3-6である。

なお、裁判官ヒアリングの実施概要は次のとおりである。すなわち、平成18年3月から9月にかけて、8つある高等裁判所の各管内から、それぞれ1か所ずつ地方裁判所の所在地を選び、本庁及び支部で主に民事事件を担当する裁判官を対象としてヒアリングを実施した。ヒアリングは、1か所を除き、いずれも本庁と支部で機会を分けて実施し、本庁では2名から6名の裁判官が、支部では2名から5名の裁判官がそれぞれ参加した。ヒアリングでは、最高裁判所の担当者が、事前に配付したヒアリングの視点（資料編3-5）に沿って質問し、参加裁判官から意見を聞くという方法を探ったが、検証検討会委員の参加を得ることができた場合には、同委員からも適宜質問がされた。

以下では、裁判官ヒアリング結果概要の取りまとめのうち、主なものについて取り上げて紹介する。

2. 2. 2 裁判官ヒアリング調査の結果概要

○ 「主張及び争点の整理」について

(訴状について)

弁護士が訴状に要件事実しか記載しない場合がある、弁護士が、訴え提起に際して、当事者本人からの相談以外に特段の調査をしていないと思われる場合がある、専門的知見を要する事案で、あらかじめ専門家と相談せずに訴えを提起する場合があるとの指摘があった。このように、訴状の内容が不十分な場合、裁判官としては、紛争の実態を把握するのに時間を要すると認識していることがうかがわれたところである。

(当事者の主張について)

当事者の主張が多量になりすぎると、その取扱いに苦慮して、争点等の整理に時間を要することになる旨の指摘が多くされた。具体的には、例えば、先物取引等の長期間にわたる取引が問題となる事案、相続関係訴訟、土地に関する訴訟では、当事者から主張される紛争の経緯が長期間にわたることが多く、また、相続関係訴訟、土地に関する訴訟、架空取引に関する事案等では、当事者や関係者が多数となることが多く、これにより、主張の総量が膨大になる場合があるとの指摘がされた。また、建築関係訴訟については、当事者の瑕疵主張が多岐にわたる場合や瑕疵の特定に時間を要する場合があるとの指摘が多く聞かれた^{*4}。このほか、相続財産が多数の場合、人事訴訟で事情が錯そうする場合、当事者が過度に詳細な主張をする場合等に時間を要する旨の指摘があり、さらには、建築関係訴訟で、鑑定の結果、新たに瑕疵が判明する場合や、相続関係訴訟で、後になって当事者本人が事実を思い出す場合があるとの指摘もあった。

次に、代理人と依頼者との関係に係る問題点としては、依頼者が重要な事実であることを認識しておらず、弁護士に必要な情報を伝えていない場合がある、弁護士が、事件の見通しを立てずに、法律上の判断に不必要的部分まで主張する場合があるとの指摘がされており、また、当事者の裁判に対する意識に係る問題としては、当事者の関心が請求と無関係な場合がある、例えば、境界確定訴訟等では、感情的対立が深刻化してから訴訟になるため、当事者が相互に人格を非難し合う場合があるといった指摘もあった。

*4 また、建築関係訴訟では、施主の建物に対する思い入れが強いこともある、不満をすべて瑕疵として主張する場合があるとの指摘も多く聞かれた。

II 民事訴訟事件の概況等

(専門的知見を要する事件に関する特殊要因について)

専門的知見を要する事件においては、主張及び争点の整理に関し様々な特有の長期化要因があるとの指摘がされた。各事件類型についての具体的な指摘としては、交通事故の事故原因について、当事者双方が私的鑑定書を出し合うため、双方の準備に時間を要する場合がある、医事関係訴訟では、協力医との相談^{*5}や医師の陳述書の作成に時間を要する場合がある、被告側の病院や医師の協力が不十分な場合がある、過失に関する原告（患者側）の主張が定まらない場合がある、被告（病院側）の答弁書に対する反論に時間を要する場合がある、弁護士が期日間に準備すべきことを正確に把握できていない場合がある、交通事故の後遺障害が争点となる訴訟や医事関係訴訟では、診療録の分析等に時間を要する場合があるとの声が聞かれた。また、建築関係訴訟では、当事者も裁判官も建築に関する専門的知識を有していないため、主張の整理が難航する場合があるとの指摘が多く聞かれた。

(争点整理における裁判官の役割について)

争点整理手続は裁判所と当事者との協働作業で行われるべきものであるにもかかわらず、実際には、裁判所の負担が大きくなりすぎており、ひいては争点整理に時間を要する事情となっている旨の指摘が多く聞かれた。具体的には、弁護士が争点整理手続の進行を裁判官任せにする場合がある、当事者が自主的に争点整理手続を進めるとは期待できない、弁護士が、決断のできない当事者本人への説得を裁判官に期待している場合があるとの指摘があった。

また、訴訟代理人が付いていない、いわゆる本人訴訟について、当事者本人による書面作成や証拠収集は困難であるとの指摘や裁判官が手続の流れや書面に記載すべき事項を丁寧に説明する必要があるため、時間を要するとの指摘があった。

○ 「期日間隔」について

期日間隔については、短い間隔で期日を指定しても、弁護士の準備が間に合わないとの指摘があった。また、当事者が多数の場合や弁護士が遠方の場合には、期日指定に支障が生じるとの指摘もあった。

○ 「証拠の収集」について

証拠の収集に関しては、客観的証拠の不存在や提出の遅れが審理の長期化要因となっている旨の声が多く聞かれた。具体的には、境界確定訴訟では、正確な書面がない場合があり、経済的な理由から当事者が測量等に消極的であるため、資料が収集できない場合がある、相続関係訴訟では、紛争や取引の経緯等に関する客観的証拠がない場合がある、建築関係訴訟では、契約書や、追加工事か手直しかに関する合意を証する書面等が存在しない場合がある、あるいは複数の業者が関与する事案で責任の範囲を明確にする書面がない場合がある、長期間又は多数の取引行為の違法性が問題となる事案では、帳簿が整備されていない場合やこれが廃棄されている場合があるとの指摘がされた。

また、客観的証拠が存在する場合でも、刑事訴訟記録や捜査機関が押収した資料の入手が困難であるとの指摘や、個人情報保護の関係で証拠収集に支障が生じるとの指摘があった。

*5 発言の中には、協力医等との相談に三、四週間は必要で、その後代理人が書面を作成するため、期日間隔として1か月半から2か月は必要との指摘があった。また、協力医等、患者側のサポート体制の整備状況は地域によって異なり、ある府では、医療事故情報センターが設立されるなど、患者側のサポート体制が充実しているとの指摘もあった。

○ 「鑑定」について

医事関係訴訟や後遺障害の因果関係が争点となる交通損害賠償訴訟では、鑑定人の確保が困難である^{*6}との指摘が多く聞かれ、鑑定人の選任に苦慮する実務の実情がうかがわれた。

○ 「和解」について

請求に対する判断をするだけではなく、紛争全体の終局的な解決をするためには和解が望ましいし、当事者が和解を希望することは多いとの指摘が多く、一般的には、民事訴訟手続において和解が果たす役割を重視する声が強かったが、和解のために審理が長期化する場合があることも紹介された。具体的には、話し合いで解決ができるかについての見極めが困難な場合がある、両代理人に期日間での交渉を促した場合であっても、これを行わない場合がある、弁護士は勝訴は困難と考えて和解を希望しているものの、依頼者が勝訴を確信しているときに、弁護士が和解を希望して粘り、進行に時間を要する場合がある、といった声が聞かれた。

○ 「弁護士及び裁判所の執務態勢」について

弁護士の執務態勢に関しては、弁護士数が少ないと指摘、弁護士の手持ち事件数が多いとの指摘等があり、弁護士が繁忙なため、事件の準備や進行に支障が生じている実情がうかがわれた。

他方、裁判所の執務態勢に関しては、合議体を構成する裁判官がそろう日が限られている、月に数日しか裁判官が支部にてん補していないような場合には、支部では弁護士が繁忙なため、弁護士との期日調整に難航するといった指摘があった。もっとも、法廷数等、裁判所の都合で期日指定に支障を生じることはないとの指摘もあった。また、左陪席裁判官が頻繁に交替して、合議体を構成する裁判官を固定できない場合があるとの指摘もあった。

○ 「裁判に対する見方」について

裁判の役割についての裁判官の見方としては、裁判には事案の真相解明が期待されているとの声が多く聞かれた。また、弁護士の訴訟技術の巧拙で訴訟の結論が決まるのは相当ではない、当事者がなすべき主張をしなかつただけで敗訴させた場合には、控訴審で破棄される可能性があるとの指摘も多く聞かれた。前述のように、和解の重要性を指摘する声と併せて、民事訴訟においては、紛争の実態に即した実質的な解決を目指すべきであるとの意見が大勢であった。

また、当事者は、迅速な審理よりも真相解明を求めているとの指摘や、弁護士には迅速な解決を求める様子がなく、早く審理してほしいとの弁護士からの声は余り聞かれないとの指摘があったが、他方で、当事者本人は迅速な解決を望んでいる可能性があるとの指摘も、少なからず聞かれた。

*6 地域内に大学医学部が一つしかなく、地域内の医師に同地の大学医学部関係者が多い場合には、地域内の医師を鑑定人候補者にしようとしても、当事者が、訴訟関係人とのつながりを指摘して難色を示すため、鑑定人の確保が困難になるとの指摘が多かった。

このように、鑑定人の選任システムの整備状況は地域によって異なる。この点、病院等と協議を重ね、同じ鑑定事項について複数の鑑定人を選任するシステムが構築できた府では、鑑定人は1週間程度で推薦されるとの指摘があった。